

令和元年

西条市議会第3回12月定例会提出議案書

西条市

目 次

議案第 4 9 号	令和元年度西条市一般会計補正予算（第 4 回） の専決処分について	1
議案第 5 0 号	令和元年度西条市一般会計補正予算（第 5 回） について	別冊
議案第 5 1 号	令和元年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第 2 回）について	〃
議案第 5 2 号	令和元年度西条市公共下水道事業特別会計補正 予算（第 3 回）について	〃
議案第 5 3 号	令和元年度西条市小松地域交流事業特別会計補 正予算（第 1 回）について	〃
議案第 5 4 号	令和元年度西条市本谷温泉事業特別会計補正予 算（第 2 回）について	〃
議案第 5 5 号	工事請負契約の締結について	3
議案第 5 6 号	西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に 関する協定その 2 の一部を変更する協定の締結 について	7
議案第 5 7 号	西条市丹原高齢者生活福祉センター及び西条市 小松生きがいデイサービスセンターの指定管理 者の指定について	1 1
議案第 5 8 号	西条市東予総合福祉センター、西条市丹原福祉 センター及び西条市小松地域福祉センターの指 定管理者の指定について	1 5
議案第 5 9 号	西条市休日夜間急患センターの指定管理者の指 定について	1 9
議案第 6 0 号	西条市立周桑病院の指定管理者の指定について	2 3
議案第 6 1 号	西条市やすらぎ苑の指定管理者の指定について	2 7
議案第 6 2 号	西条市石鎚ふれあいの里の指定管理者の指定に ついて	3 1
議案第 6 3 号	西条市観光交流センターの指定管理者の指定に ついて	3 5
議案第 6 4 号	西条市椿交流館の指定管理者の指定について	3 9
議案第 6 5 号	西条市本谷温泉館の指定管理者の指定について	4 3
議案第 6 6 号	西条市立西条郷土博物館及び五百亀記念館の指 定管理者の指定について	4 7

議案第 6 7 号	新市建設計画の一部変更について	5 1
議案第 6 8 号	特定事業契約の一部変更について	5 7
議案第 6 9 号	西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例について	6 1
議案第 7 0 号	西条市立学校体育施設照明設備使用料条例につ いて	7 7
議案第 7 1 号	西条市公共下水道事業の設置等に関する条例に ついて	8 1
議案第 7 2 号	西条市職員定数条例等の一部を改正する条例に ついて	8 7
議案第 7 3 号	西条市手数料条例等の一部を改正する条例につ いて	1 0 5
議案第 7 4 号	西条市農村環境改善センター設置及び管理条例 の一部を改正する条例について	2 2 1
議案第 7 5 号	西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正 する条例について	2 2 7
議案第 7 6 号	西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	2 3 1
議案第 7 7 号	西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	2 3 7
議案第 7 8 号	西条市老人憩の家設置及び管理条例を廃止する 条例について	2 4 3
議案第 7 9 号	西条市丹原農村婦人の家設置及び管理条例を廃 止する条例について	2 4 7

議案第49号

令和元年度西条市一般会計補正予算（第4回）の専決処分について

令和元年度西条市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年12月3日提出

西条市長 玉井敏久

提案理由

西条市西条西部地域交流センター浴室における死亡事故に対する損害賠償請求事件について応訴するため、早急に予算措置することが適当であると判断し、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 (略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

議案第 5 5 号

工事請負契約の締結について

西施住工第 3 号（仮称）新泉町団地 2 区整備工事の内建築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 契約の目的
西施住工第3号
(仮称) 新泉町団地2区整備工事の内建築主体工事

- 2 契約の方法
一般競争入札

- 3 契約の金額
659,450,000円

- 4 契約の相手方
西条市神拝甲132番地4
西条・山本共同企業体
代表者 西条建設株式会社
代表取締役 星 加 隆 夫

提案理由

西施住工第3号（仮称）新泉町団地2区整備工事の内建築主体工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 5 6 号

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その 2 の一部
を変更する協定の締結について

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託について、次のとおりその一部を変更する協定を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 協定の目的
西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その2の一部変更

- 2 協定の金額
変更前 618,600,000円
変更後 519,040,000円

- 3 増減額
△ 99,560,000円

- 4 協定の相手方
東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 辻原俊博

提案理由

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事（西条浄化センター水処理設備及び汚泥処理設備の更新・増設工事）委託に関する協定その2の一部を変更する協定の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 57 号

西条市丹原高齢者生活福祉センター及び西条市小松生きがいデイサービスセンターの指定管理者の指定について

西条市丹原高齢者生活福祉センター及び西条市小松生きがいデイサービスセンターの指定管理者を次のように指定する。

令和元年 12 月 3 日提出

西条市長 玉井敏久

施設の名 称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市丹原高齢者生活福祉センター	西条市周布606番地1 社会福祉法人西条市社会福祉協議会	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
西条市小松生きがいデイサービスセンター	会長 丹 勝敬	

提案理由

西条市丹原高齢者生活福祉センター及び西条市小松生きがいデイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 5 8 号

西条市東予総合福祉センター、西条市丹原福祉センター及び西条市小松地域福祉センターの指定管理者の指定について

西条市東予総合福祉センター、西条市丹原福祉センター及び西条市小松地域福祉センターの指定管理者を次のように指定する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市東予総合福祉センター	西条市周布606番地1 社会福祉法人西条市社会福祉協議会 会長 丹 勝敬	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
西条市丹原福祉センター		
西条市小松地域福祉センター		

提案理由

西条市東予総合福祉センター、西条市丹原福祉センター及び西条市小松地域福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 59 号

西条市休日夜間急患センターの指定管理者の指定について

西条市休日夜間急患センターの指定管理者を次のように指定する。

令和元年 12 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市休日夜間急患センター	西条市大町字福森828番地2 一般社団法人西条市医師会 会長 内田 伸	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

提案理由

西条市休日夜間急患センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第60号

西条市立周桑病院の指定管理者の指定について

西条市立周桑病院の指定管理者を次のように指定する。

令和元年12月3日提出

西条市長 玉井敏久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市立周桑病院	西条市壬生川 1 1 1 番地 1 医療法人専心会 理事長 雁木 淳一	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 2 2 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

西条市立周桑病院の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 6 1 号

西条市やすらぎ苑の指定管理者の指定について

西条市やすらぎ苑の指定管理者を次のように指定する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市やすらぎ苑	西条市玉之江549番地 道前総業有限会社 代表取締役 丹下 計利	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

提案理由

西条市やすらぎ苑の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 6 2 号

西条市石鎚ふれあいの里の指定管理者の指定について

西条市石鎚ふれあいの里の指定管理者を次のように指定する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市石鎚ふれあいの里	西条市中奥1号25番地1 石鎚ふれあいの里運営委員会 代表者 特定非営利活動法人西条自然学校 理事長 山本 貴仁	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

提案理由

西条市石鎚ふれあいの里の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 6 3 号

西条市観光交流センターの指定管理者の指定について

西条市観光交流センターの指定管理者を次のように指定する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市観光交流センター	西条市大町798番地1 一般社団法人西条市観光物産協会 会長 関野 邦夫	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

提案理由

西条市観光交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 6 4 号

西条市椿交流館の指定管理者の指定について

西条市椿交流館の指定管理者を次のように指定する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市椿交流館	香川県高松市寿町一丁目1番12号 シンコースポーツ・四電ビジネスグループ 代表者 シンコースポーツ四国株式会社 代表取締役 石崎 健太	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

提案理由

西条市椿交流館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 6 5 号

西条市本谷温泉館の指定管理者の指定について

西条市本谷温泉館の指定管理者を次のように指定する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市本谷温泉館	大阪府大阪府中央区平野町一丁目 8番11号 桂経営ソリューションズ株式会社 代表取締役 桂 幹人	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

提案理由

西条市本谷温泉館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 66 号

西条市立西条郷土博物館及び五百亀記念館の指定管理者の指定について

西条市立西条郷土博物館及び五百亀記念館の指定管理者を次のように指定する。

令和元年 12 月 3 日提出

西条市長 玉井敏久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市立西条郷土博物館	西条市明屋敷238番地の 8	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
五百亀記念館	公益財団法人愛媛民芸館 代表理事 林 洋一郎	

提案理由

西条市立西条郷土博物館及び五百亀記念館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 67 号

新市建設計画の一部変更について

新市建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

西条市長 玉井敏久

新市建設計画の一部を次のように変更する。

2. 計画策定の方針 (1) 計画の趣旨中「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)を「市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)」に改める。

2. 計画策定の方針 (3) 計画の期間中「平成31年度」を「令和6年度」に、「15カ年度」を「20カ年度」に改める。

3. 新市の概況 (3) 面積中「509.07km²」を「510.02km²」に、「154.57km²」を「155.20km²」に改める。

3. 新市の概況 (4) 人口中「平成22年(2010年)」を「平成27年(2015年)」に、「112,091人」を「108,174人」に改める。

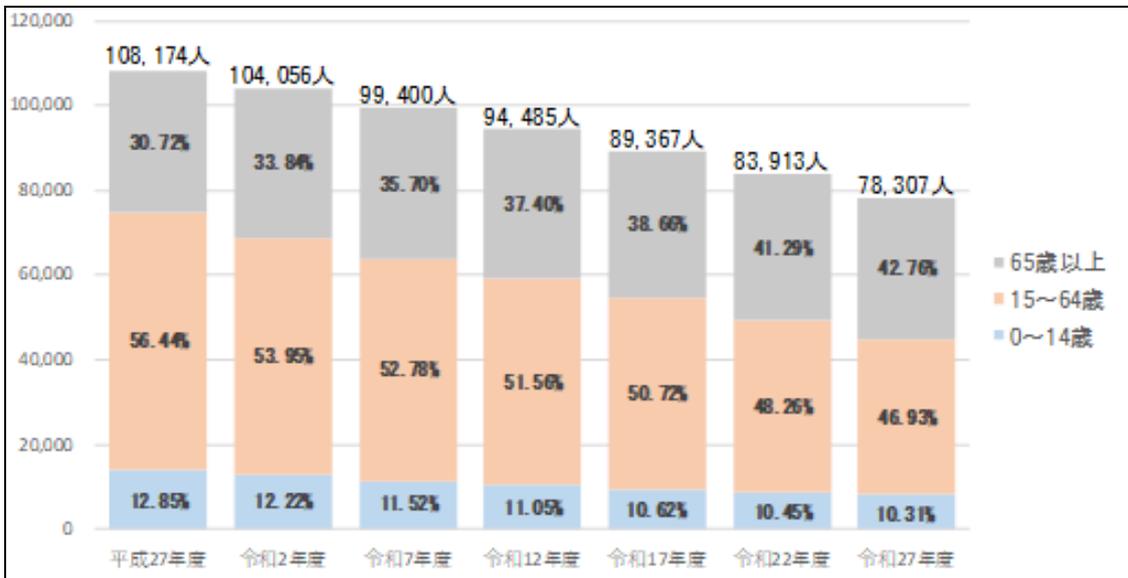
3. 新市の概況 (6) 主要指標の見通し ①総人口の本文を次のように改める。
新市の将来人口の推計を行った結果、平成27年の108,174人(国勢調査人口)から減少し、令和2年には104,056人、令和7年には99,400人になるとの予測を得ました。

(推計値は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』から引用。)

3. 新市の概況 (6) 主要指標の見通し ②年齢別人口中「平成22年の26.9%から平成27年には約30%、平成37年には約34%」を「平成27年の30.72%から令和2年には約34%、令和7年には約36%」に改める。

3. 新市の概況中の図「年齢階層別人口の推移」を次のように改める。

年齢階層別人口の推移(実績値および推計値)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

4. 新市建設の基本方針 (1) 将来都市像中「平成36年」を「令和6年」に改める。

4. 新市建設の基本方針 (2) 施策の方向性 ⑤活力ある産業の育成中「東予

インダストリアルパーク及び東ひうち1号地などへの」を削る。

6. 新市の施策 (1) 健康で幸せな暮らしの実現 「健康で幸せな暮らしの実現」に関する主要事業の表 地域福祉の充実の項 主要事業の欄中「・道前育成園の整備」を削る。

6. 新市の施策 (2) 自然環境豊かな地域の形成 ①自然環境の保全中「小動物」を「野生動植物」に改める。

6. 新市の施策 (2) 自然環境豊かな地域の形成 「自然環境豊かな地域の形成」に関する主要事業の表 自然環境の保全の項 主要事業の欄中「小動物」を「野生動植物」に、「棲息」を「生息」に改める。

6. 新市の施策 (2) 自然環境豊かな地域の形成 「自然環境豊かな地域の形成」に関する主要事業の表 環境資源を活かした地域づくりの項 主要事業の欄中「小動物」を「野生動植物」に改める。

6. 新市の施策 (3) 安全で快適に暮らせる生活基盤の整備 ①交通体系の整備中「高速鉄道網の整備に向け、軌間可変電車(フリーゲージトレイン)の導入促進によるJR予讃線の機能強化」を「高速鉄道網の整備」に改める。

6. 新市の施策 (4) 豊かな心を育てる教育・文化の創造 ⑥スポーツ・レクリエーションの振興中「また、平成29年の愛媛国体を視野に入れ、既存施設の再整備も含めて、必要な施設の整備について検討します。」を削る。

6. 新市の施策 (4) 豊かな心を育てる教育・文化の創造 「豊かな心を育てる教育・文化の創造」に関する主要事業の表 歴史文化の保全・活用の項 主要事業の欄中

「旧鷹丸体育館の活用

・地域の伝統・文化・芸術資料等を常設展示する施設の整備」を削る。

6. 新市の施策 (5) 活力ある産業の育成 ②新しい産業の育成と雇用環境の確保中「、東予インダストリアルパーク、東ひうち(1号地)工業用地などへの立地に向けて引き続き促進します。企業の誘致にあたっては」を削る。

8. 財政計画 (1) 前提条件中「平成25年度」を「平成30年度」に、「平成26年度」を「令和元年度」に改める。

8. 財政計画 (1) 前提条件 ②歳出中「「財政調整基金」、「減債基金」、「その他特定目的基金」及び、合併特例債による「合併市町村振興基金」を「「財政調整基金」、「減債基金」及び「その他特定目的基金」に改める。

8. 財政計画 (2) 歳入の表及び(3) 歳出の表を次のように改める。

●平成17年度～平成27年度

(2)歳入

(単位:百万円)

	年度別決算額										
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	14,937	15,406	17,233	17,108	15,902	16,343	16,109	15,751	16,142	15,595	15,512
地方譲与税	873	1,278	482	466	438	424	417	391	372	355	371
利子割交付金	65	48	67	72	61	54	46	44	44	39	35
配当割交付金	27	39	51	20	15	20	23	22	48	89	69
株式等譲渡所得割交付金	41	35	33	10	9	8	6	7	75	59	69
地方消費税交付金	1,009	1,038	1,027	962	980	978	965	965	956	1,164	2,042
ゴルフ場利用税交付金	9	8	9	8	8	7	7	6	5	3	3
自動車取得税交付金	185	208	193	172	105	90	80	97	85	44	58
環境性能割交付金											
地方特例交付金	363	337	99	171	179	177	152	56	57	59	58
地方交付税	8,525	7,734	7,173	7,116	8,052	8,847	9,012	9,043	9,008	8,809	8,952
交通安全対策特別交付金	23	24	24	22	22	21	20	20	19	16	17
分担金・負担金	855	855	846	871	861	853	488	519	548	537	535
使用料・手数料	843	828	823	811	784	795	791	809	805	820	812
国庫支出金	4,886	3,314	2,971	4,665	5,977	5,636	5,616	5,281	6,994	6,950	6,309
県支出金	2,907	2,092	2,271	2,425	2,538	2,914	2,765	3,017	3,147	3,444	3,251
財産収入	155	138	505	556	50	47	72	189	67	54	120
寄附金	14	17	17	10	8	24	2	3	11	9	494
繰入金	368	451	899	1,481	1,579	711	627	1,996	2,160	1,886	2,159
繰越金	2,251	1,703	2,736	1,982	2,567	2,320	2,372	2,465	2,722	2,539	2,752
諸収入	1,221	1,201	1,226	1,187	1,124	1,098	1,148	1,138	1,097	1,054	1,064
地方債	3,269	3,333	2,787	3,873	2,824	2,979	4,736	5,192	5,094	5,819	6,501
歳入合計	42,826	40,087	41,472	43,988	44,083	44,346	45,454	47,011	49,456	49,344	51,183

(3)歳出

(単位:百万円)

	年度別決算額										
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	8,414	8,341	8,480	8,583	8,414	8,274	8,179	7,990	7,608	7,743	7,656
物件費	4,665	4,430	4,660	4,661	5,022	4,880	5,004	4,834	5,108	5,292	5,306
維持補修費	329	365	345	334	413	333	466	463	473	470	529
扶助費	5,986	6,128	6,351	6,440	6,579	8,271	8,594	8,774	9,098	9,845	9,923
補助費等	1,689	1,784	2,361	2,584	4,623	2,083	2,067	2,339	2,210	2,311	2,273
公債費	5,158	5,003	5,210	5,200	5,049	5,070	5,194	4,828	4,751	4,749	4,310
積立金	1,703	9	1,863	1,157	2,209	2,246	1,389	1,458	2,147	908	2,077
投資及び出資金	3	0	0	2	22	180	0	41	41	50	38
貸付金	633	628	628	629	630	580	579	578	577	576	1,466
繰出金	5,227	5,576	5,443	4,816	5,005	5,032	5,294	6,070	5,574	5,690	6,729
普通建設事業費	4,715	4,887	4,115	6,996	3,776	5,023	5,842	6,466	9,016	8,715	7,587
災害復旧事業費	2,601	200	34	19	21	2	381	448	314	243	43
歳出合計	41,123	37,351	39,490	41,421	41,763	41,974	42,989	44,289	46,917	46,592	47,937
歳入歳出差引	1,703	2,736	1,982	2,567	2,320	2,372	2,465	2,722	2,539	2,752	3,246

●平成28年度～令和6年度及び計画期間総計

(2)歳入

(単位:百万円)

	年度別決算額			年 度 別 計 画 額						計画期間 総 計
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
地 方 税	15,429	15,801	15,777	15,805	15,809	15,565	15,593	15,586	15,445	316,848
地 方 譲 与 税	367	368	371	380	380	380	393	393	393	9,292
利 子 割 交 付 金	22	30	28	28	28	28	28	28	28	823
配 当 割 交 付 金	43	59	46	55	55	55	55	55	55	901
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	28	65	38	65	65	65	65	65	65	873
地 方 消 費 税 交 付 金	1,825	1,881	1,977	1,940	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	30,959
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	91
自 動 車 取 得 税 交 付 金	71	92	97	60	0	0	0	0	0	1,637
環 境 性 能 割 交 付 金				24	84	84	84	84	84	444
地 方 特 例 交 付 金	60	67	77	189	87	87	87	87	87	2,536
地 方 交 付 税	8,367	8,493	8,409	8,754	8,672	8,823	8,868	8,935	9,016	170,608
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15	15	14	15	15	15	15	15	15	362
分 担 金 ・ 負 担 金	511	515	533	403	278	278	278	278	278	11,120
使 用 料 ・ 手 数 料	774	758	729	667	637	637	637	637	637	15,034
国 庫 支 出 金	6,094	6,196	6,516	7,714	6,585	6,283	6,880	7,140	6,458	118,465
県 支 出 金	5,692	4,261	3,432	3,525	3,690	3,579	3,652	3,590	3,639	65,831
財 産 収 入	2,229	1,342	43	601	57	57	57	57	57	6,453
寄 附 金	275	184	236	500	500	500	500	500	500	4,304
繰 入 金	3,253	1,967	2,080	974	486	318	168	390	572	24,525
繰 越 金	3,245	2,134	2,113	2,569	0	0	0	0	0	36,470
諸 収 入	1,110	1,165	1,161	1,231	1,363	1,363	1,363	1,363	1,363	24,040
地 方 債	4,329	5,852	7,825	9,591	4,692	3,893	4,520	4,979	3,185	95,273
歳 入 合 計	53,741	51,247	51,504	55,092	45,735	44,262	45,495	46,434	44,129	936,889

(3)歳出

(単位:百万円)

	年度別決算額			年 度 別 計 画 額						計画期間 総 計
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
人 件 費	7,589	7,470	7,752	7,752	7,682	7,388	7,444	7,355	7,524	157,638
物 件 費	5,506	5,513	5,615	5,868	5,917	5,799	5,740	5,680	5,621	105,121
維 持 補 修 費	661	532	594	563	579	567	561	556	550	9,683
扶 助 費	10,574	10,784	10,436	10,575	10,669	10,878	11,092	11,310	11,532	183,839
補 助 費 等	2,423	2,692	2,406	4,080	2,544	2,544	2,544	2,544	2,544	50,645
公 債 費	4,013	4,050	4,136	4,229	4,465	4,873	5,344	5,573	5,498	96,703
積 立 金	3,830	2,849	2,328	2,652	13	12	12	12	11	28,885
投 資 及 び 出 資 金	39	40	47	43	43	43	43	43	43	761
貸 付 金	585	586	590	602	602	602	602	602	602	12,877
繰 出 金	6,244	6,139	6,269	6,781	6,373	6,400	6,438	6,517	6,602	118,219
普 通 建 設 事 業 費	10,128	8,323	8,427	11,662	6,848	5,156	5,675	6,242	3,602	133,201
災 害 復 旧 事 業 費	15	156	335	285	0	0	0	0	0	5,097
歳 出 合 計	51,607	49,134	48,935	55,092	45,735	44,262	45,495	46,434	44,129	902,669
歳 入 歳 出 差 引	2,134	2,113	2,569	0	0	0	0	0	0	34,220

提案理由

新市建設計画の一部を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条 (略)

2～6 (略)

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

9～10 (略)

議案第 6 8 号

特定事業契約の一部変更について

西教総第 3 7 9 号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備 P F I 事業に係る特定事業契約の一部を次のとおり変更するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

1 契約の目的

西教総第379号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備PFI事業に係る特定
事業契約の一部変更

2 契約の金額

変更前 1,978,431,473円

変更後 1,985,982,674円

3 増減額

7,551,201円(増額)

4 契約の相手方

西条市朔日市300番地1

株式会社西条学校空調PFIサービス

代表取締役 別 府 勇

提案理由

西教総第379号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備PFI事業に係る特定事業契約の一部変更について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

議案第 69 号

西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、基本報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬並びに期末手当とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に定める行政職給料表（以下「給料表」という。）のとおりとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき別表第2に定める級別職務分類表により給料表に定める職務の級に分類するものとする。

3 任命権者は、市長の定める基準に従いフルタイム会計年度任用職員の職を前項の規定により定められた職務の級のいずれかに決定し、給料表により当該フルタイム会計年度任用職員に給料を支給しなければならない。

4 日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、前3項の規定を適用して算定した給料の月額を21で除して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第4条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年西条市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を勤務時間条例第3条第2項に規定する1日当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を勤務時間条例第3条第2項に規定する1日当たりの勤務時間に21を乗じて得た数で除して得た額とする。

4 前3項に規定する基準月額とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が、勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経歴等を勘案し、前条の規定を適用し得た額とする。

(給料及び基本報酬の支給方法)

第5条 月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法は、西条市職員の給与に関する条例(平成16年西条市条例第41号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

2 日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の給料及びパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める日に支給する。

(地域手当及び地域手当に相当する報酬)

第6条 給与条例第8条の2の規定は、月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

2 日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して市長が別に定める額の地域手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、地域手当に相当する報酬)を支給する。

(通勤手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、通勤手当を支給する。

(特殊勤務手当及び特殊勤務手当に相当する報酬)

第8条 会計年度任用職員には、給与条例第10条の規定及び西条市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年西条市条例第44号)の適用を受ける職員の例により、特殊勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、特殊勤務手当に相当する報酬)を支給する。

(給与の減額)

第9条 給与条例第11条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第17条」とあるのは「西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年西条市条例第 号)第14条」と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当及び時間外勤務手当に相当する報酬)

第10条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間」と、「第17条」とあるのは「西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条第1項及び第2項」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日」と、「第17条」とあるのは「西条市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例第14条第1項及び第2項」と、同条第6項中「第17条」とあるのは「西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第14条第3項から第5項までに規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、第1号に掲げる勤務における勤務時間とその勤務時間外に勤務した時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務又は第2号に掲げる勤務で1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、1週間の正規の勤務時間とその1週間の勤務時間外に勤務した時間との合計が週38時間45分に達するまでの間の勤務に対するこの項の規定の適用については、「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）に対して、勤務1時間につき、第14条第3項か

ら第5項までに規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、割り振り変更前の正規の勤務時間とその勤務時間を超えてした勤務の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（第2項ただし書に規定する勤務を除く。以下この項において同じ。）の勤務時間と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（前項ただし書に規定する勤務を除く。以下この項において同じ。）の勤務時間との合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条第3項から第5項までに規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

5 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に相当する報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条第3項から第5項までに規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50から第3項に規定する市長が規則で定める割合を減じた割合をそれぞれ乗じて得た額の時間外勤務手当に相当する報酬を支給することを要しない。

（休日勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬）

第11条 給与条例第14条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「勤務時間条例第10条の規定により代休日」とあるのは「代休日」と、同条第2項中「第17条」とあるのは「西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条」と、「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、休日勤務手当に相

当する報酬)」と読み替えるものとする。

(夜間勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)

第12条 給与条例第15条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第17条」とあるのは「西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条」と、「夜間勤務手当」とあるのは「夜間勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、夜間勤務手当に相当する報酬)」と読み替えるものとする。

(宿日直手当及び宿日直手当に相当する報酬)

第13条 給与条例第16条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第13条第1項及び第14条」とあるのは「西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第10条及び第11条」と、「宿日直手当」とあるのは「宿日直手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、宿日直手当に相当する報酬)」と読み替えるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第14条 月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間数を減じたもので除して得た額とする。

2 日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の日額及びこれに対する地域手当の日額の合計額を勤務時間条例第3条第2項に規定する1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。

3 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額に1.2を乗じ、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間数を減じたもので除して得た額とする。

4 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、基本報酬の日額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の日額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。

5 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、基本報酬の時間額及び地域手当に相当する報酬の時間額の合計額とする。

(期末手当)

第15条 給与条例第19条（第3項及び第5項を除く。）から第19条の3までの規定は、会計年度任用職員（市長が規則で定める勤務時間以上勤務する者に限る。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員」とあるのは「任期が6箇月以上の会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するもの」と、同条第4項中「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の合計額」とあるのは、月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員にあつては「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「基本報酬の月額及び地域手当に相当する報酬の月額の合計額」と、日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員及び日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「規則で定める額」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第16条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第9条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 前項の通勤に係る費用弁償の支給については、市長が規則で定めるものを除き、給与条例第9条の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第17条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、その旅行に係る費用を弁償する。

2 前項の旅行に係る費用弁償の支給については、西条市職員等の旅費に関する条例（平成16年西条市条例第45号）の例による。

（休職者の給与）

第18条 会計年度任用職員が法第28条第2項の規定により休職にされた場合は、その期間中給与を支給しない。

（端数計算）

第19条 第14条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第10条の規定による勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額及び時間外勤務手当に相当する報酬の額、第11条の規定による勤務1時間につき支給する休日勤務手当の額及び休日勤務手当に相当する報酬の額並びに第12条の規定による勤務1時間につき支給する夜間勤務手当の額及び夜間勤務手当に相当する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 第10条の規定による時間外勤務手当及び時間外勤務手当に相当する報酬、第11条の規定による休日勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬並びに第12条の規定による夜間勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数（時間外勤務手当にあっては、支給割合を異にする部分ごとに各別に計算した時間数をいう。）によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

（準用）

第20条 会計年度任用職員の給与の支給については、給与条例第6条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、給与条例第6条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該会計年度任用職員について割り振られた週休日」と読み替えるものとする。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第21条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、他の常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

（この条例の施行に関し必要な事項）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、第15条において準用する給与条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の100」とする。

（令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例）

3 この条例の施行の日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する職にあった者及び改正前の法第22条第5項の規定に基づき任用されていた職員並びに法第17条の規定により任用されていた職員であって、令和元年12月2日からこの条例の施行の日の前日までの引き続いた当該職としての在職期間については、第15条において準用する給与条例第19条第2項に規定する在職期間に通算するものとする。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務 の級	行政職（一）		行政職（二）
	1級	2級	1級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	146,100	195,500	132,300
2	147,200	197,300	133,200
3	148,400	199,100	134,200
4	149,500	200,900	135,100
5	150,600	202,400	136,100
6	151,700	204,200	137,100
7	152,800	206,000	138,100
8	153,900	207,800	139,100
9	154,900	209,400	139,900
10	156,300	211,200	140,900
11	157,600	213,000	141,900
12	158,900	214,800	143,000
13	160,100	216,200	143,800
14	161,600	218,000	144,800
15	163,100	219,700	145,800
16	164,700	221,500	146,800
17	165,900	223,200	147,900
18	167,400	224,900	149,200
19	168,900	226,500	150,400
20	170,400	228,100	151,600
21	171,700	229,500	152,700
22	174,400	231,200	153,900
23	177,000	232,800	155,100
24	179,600	234,400	156,300
25	182,200	235,400	157,400
26	183,900	236,900	158,900
27	185,500	238,300	160,400
28	187,200	239,500	161,900
29	188,700	240,700	163,300

30	190,400	241,900	164,700
31	192,200	242,900	166,200
32	193,900	244,100	167,700
33	195,500	245,400	169,100
34	196,900	246,400	170,900
35	198,400	247,600	172,700
36	199,900	248,900	174,500
37	201,200	249,800	176,200
38	202,500	251,100	177,900
39	203,700	252,300	179,600
40	205,000	253,600	181,300
41	206,300	255,000	183,600
42	207,600	256,400	185,100
43	208,900	257,600	186,600
44	210,200	258,800	188,000
45	211,300	260,000	189,200
46	212,600	261,200	190,700
47	213,900	262,500	192,100
48	215,200	263,600	193,400
49	216,300	264,700	194,800
50	217,400	265,800	195,800
51	218,400	267,100	197,100
52	219,500	268,400	198,200
53	220,600	269,400	199,400
54	221,600	270,500	200,500
55	222,500	271,800	201,600
56	223,500	273,100	202,700
57	223,800	274,000	205,200
58	224,600	275,000	206,400
59	225,400	275,900	207,800
60	226,100	277,000	209,100
61	226,800	278,100	210,400
62	227,800	279,100	211,800
63	228,600	280,000	213,200
64	229,400	281,000	214,600
65	230,100	281,500	215,900

66	230,800	282,400	217,500
67	231,700	283,100	219,100
68	232,700	284,000	220,500
69	233,400	285,000	221,700
70	234,000	285,800	223,200
71	234,500	286,600	224,700
72	235,200	287,400	226,000
73	236,000	288,200	226,900
74	236,600	288,700	227,600
75	237,200	289,100	228,500
76	237,700	289,600	229,500
77	238,400	289,800	230,300
78	239,100	290,100	231,800
79	239,800	290,300	233,100
80	240,300	290,700	234,200
81	240,800	290,900	235,600
82	241,500	291,100	236,900
83	242,200	291,500	238,200
84	242,900	291,800	239,500
85	243,500	292,100	240,300
86	244,200	292,400	241,500
87	244,900	292,700	242,800
88	245,600	293,100	243,900
89	246,100	293,400	245,000
90	246,600	293,800	246,200
91	246,900	294,100	247,300
92	247,300	294,500	248,500
93	247,600	294,700	251,500
94		294,900	252,700
95		295,200	253,800
96		295,600	254,900
97		295,800	255,800
98		296,100	257,000
99		296,500	258,100
100		296,900	259,300
101		297,100	260,400

102	297,400	261,200
103	297,800	262,400
104	298,100	263,600
105	298,300	264,600
106	298,600	265,600
107	299,000	266,500
108	299,300	267,400
109	299,500	268,400
110	299,900	269,500
111	300,300	270,500
112	300,600	271,300
113	300,800	272,300
114	301,000	273,200
115	301,300	274,200
116	301,700	275,000
117	301,900	275,800
118	302,100	276,900
119	302,400	278,000
120	302,700	279,100
121	303,100	280,000
122	303,300	281,100
123	303,600	282,100
124	303,900	283,100
125	304,200	283,800
126		284,700
127		285,600
128		286,700
129		287,300
130		288,200
131		289,100
132		290,000
133		290,600
134		291,600
135		292,600
136		293,500
137		294,200

138	295,100
139	296,000
140	296,900
141	297,600
142	298,200
143	298,900
144	299,700
145	300,300
146	301,100
147	301,800
148	302,500
149	303,200
150	303,900
151	304,700
152	305,400
153	306,000
154	306,700
155	307,400
156	308,100
157	308,600
158	309,100
159	309,700
160	310,300
161	310,900
162	311,300
163	311,800
164	312,300
165	312,600
166	313,100
167	313,600
168	314,000
169	314,200
170	314,500
171	314,800
172	315,100
173	315,400

174			315,700
175			316,000
176			316,300
177			316,500
178			316,900
179			317,200
180			317,400
181			317,600
182			317,900
183			318,200
184			318,500
185			318,700
186			319,000
187			319,300
188			319,500
189			319,700
190			320,000
191			320,300
192			320,500
193			320,700

備考

- 1 行政職（一）は、備考2に掲げる職員以外の者に適用する。
- 2 行政職（二）は、単純な労務に従事する職員で規則で定めるものについて適用する。

別表第2（第3条関係）

級別職務分類表

給料表	職務の級	基準となる職務
行政職（一）	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
行政職（二）	1級	単純な労務に従事する職務

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２９号）が公布されたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

議案第70号

西条市立学校体育施設照明設備使用料条例について

西条市立学校体育施設照明設備使用料条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

西条市長 玉井敏久

西条市立学校体育施設照明設備使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、スポーツのための利用に供する市立学校の体育施設に設置された照明設備の使用に係る使用料に関し定めるものとする。

(使用料)

第2条 照明設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第3条 使用料は、前納とし、既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天候その他使用者の責めに帰さない理由により、使用することができなかつたとき。
- (2) 使用開始前3日までに使用の取りやめの申出をした場合で市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(使用料の減免)

第4条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分	単位	使用料
運動場の照明設備	1回	1,000円
屋内運動場の照明設備	1回	400円
武道場の照明設備	1回	200円

備考

- 1 「1回」とは、連続する2時間以内の使用をいう。
- 2 使用が連続して2時間を超える場合は、当該超える時間2時間までごとの使用をそれぞれ1回の使用とみなす。

3 屋内運動場及び武道場の使用に当たっては、照明設備を使用しなければならない。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、西条市立学校の照明設備の使用につき使用料を徴収するため、所要の条例を制定しようとするものである。

関係法令

地方自治法

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

議案第 7 1 号

西条市公共下水道事業の設置等に関する条例について

西条市公共下水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市公共下水道事業の設置等に関する条例

(公共下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、公共下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 排水区域は、本市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第4条 公共下水道事業は、法第32条第1項の規定により毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の20分の1に満たない場合にあっては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金又は利益積立金として積み立てる。

2 前項の規定により減債積立金又は利益積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額の全部又は一部を次項各号に掲げる積立金に積み立てることができる。

3 積立金は、次の各号に掲げる科目ごとに当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

4 前項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第5条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

(資本金への組入れ)

第6条 第4条第3項に規定する積立金を同項に規定する目的のために使用し、又は

同条第4項の規定により目的以外の用途に使用した場合には、当該積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れることができる。利益剰余金をもって資本的収支不足額を補填した場合も、同様とする。

(欠損の処理)

第7条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。ただし、第4条第3項に規定する積立金をもってうめ、なお欠損金に残額があるときは、議会の議決を経て資本剰余金をもってうめることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第10条 公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第11条 市長は、公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(西条市特別会計条例の一部改正)

2 西条市特別会計条例(平成16年西条市条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 公共下水道事業特別会計 公共下</u> <u>水道事業</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p>

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際この条例による改正前の西条市特別会計条例の規定に基づく西条市公共下水道事業特別会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、西条市公共下水道事業会計に帰属するものとする。

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により西条市公共下水道事業に同法の財務規定等を適用することに伴い、同法第4条の規定により西条市公共下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

関係法令

地方公営企業法

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- (1) 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- (2) 工業用水道事業
- (3) 軌道事業
- (4) 自動車運送事業
- (5) 鉄道事業
- (6) 電気事業
- (7) ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあっては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

（地方公営企業の設置）

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

議案第72号

西条市職員定数条例等の一部を改正する条例について

西条市職員定数条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

西条市長 玉井敏久

西条市職員定数条例等の一部を改正する条例

(西条市職員定数条例の一部改正)

第1条 西条市職員定数条例（平成16年西条市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、議会、市長、消防長、公営企業、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会の各機関に常時勤務する一般職の職員_____をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、議会、市長、消防長、公営企業、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会の各機関に常時勤務する一般職の職員<u>(非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。</u>_____)をいう。</p>

(西条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 西条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年西条市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

(西条市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 西条市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成16年西条市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p><u>4 法第22条の2第1項規定に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 休職期間中の給与については、西条市職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第41号。<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年西条市条例第 号）</u>）の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 休職期間中の給与については、西条市職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第41号 _____ _____ _____）の定めるところによる。</p>

(西条市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 西条市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成16年西条市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第29条第4項の規定に基</p>	<p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号 _____ _____）第29条第4項の規定に基</p>

づき、職員の懲戒の手續及び効果に関して規定することを目的とする。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬(西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年西条市条例第 号)第4条及び第6条第2項に規定する報酬に限る。))の月額(報酬を日額又は時間額で定める職員にあっては、月額に相当する額)の10分の1以下に相当する額を 減ずるものとする。

づき、職員の懲戒の手續及び効果に関して規定することを目的とする。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額 _____ の10分の1以下に相当する額を給料から減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成19年西条市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条 _____ に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)、(5) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)、(5) (略)</p>

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成30年西条市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条<u> </u>に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年西条市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>会計年度任用職員 </u>の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 </u>の勤務時間、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号<u> </u>)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>非常勤職員及び臨時的任用職員</u>の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)</u>及び<u>臨時的任用職員</u>の勤務時間、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を</p>

考慮して、規則の定める基準に従い、
任命権者が定める。

考慮して、規則の定める基準に従い、
任命権者が定める。

(西条市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 西条市職員の育児休業等に関する条例（平成16年西条市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</u></p> <p><u>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u></p> <p><u>（1）次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の養育する子の1歳の到達日</u></p> <p><u>（2）会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「市等育児休業」という。）をしている場合において当該会計年度任用職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の</u></p>	

1歳到達日の翌日後である場合又は当該市等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員が西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年西条市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第19条の規定により任命権者が定めた産前休暇又は産後休暇（再任用短時間勤務職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、勤務時間条例第16条第1項第1号又は第2号の特別休暇）により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶

者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする市等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該市等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする市等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において市等

育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において市等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

第2条の5 (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第4条第6項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例

第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態(育

第2条の3 (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第4条第6項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年西条市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。)

第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態(育

児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。 (1)、(2) (略)	児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。 (1)、(2) (略)
---	---

(西条市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第9条 西条市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年西条市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u>	(補償基礎額) 第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略)

(西条市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第10条 西条市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例（平成16年西条市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬	区分	報酬
(略)		(略)	
地方公務員法第3条第3項	(略)	地方公務員法第3条第3項	(略)

第3号及び第3号の2に規定する職にある者（この表に別の定めがある者を除く。）		第3号_____に規定する職にある者_____	
(略)		(略)	
(略)		(略)	

(西条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 西条市職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表は、行政職給料表（別表第1）のとおりとし、その適用範囲は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、<u>第20条の2</u>に規定する職員を除く。</p> <p>2、3 (略)</p> <p><u>(臨時的に任用された職員の給与)</u></p> <p>第20条 <u>臨時的に任用された職員の給与に関し、この条例の規定をそのまま適用することが困難である事項については、市長が規則で定める。</u></p> <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p>第20条の2 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表は、行政職給料表（別表第1）のとおりとし、その適用範囲は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、<u>第20条_____</u>に規定する職員を除く。</p> <p>2、3 (略)</p> <p><u>(給与の特例)</u></p> <p>第20条 <u>臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において別に任命権者が定める。</u></p>

(西条市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第12条 西条市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年西条市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の手当の種類は、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(地域手当)</u></p> <p>第4条の2 <u>地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、市長が規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で市長が規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>地域手当の月額は、給料、扶養手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で前項の市長が規則で定める地域及び公署ごとに市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第4条の3 (略)</p> <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p>第16条 <u>技能労務職員のうち、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</u></p> <p>2 <u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の手当の種類は、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p><u>(非常勤職員の給与)</u></p> <p>第16条 <u>技能労務職員で職員以外の者については、職員の給与との権衡を考慮して給与を支給する。</u></p>

勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

4 会計年度任用職員の給与については、前3項に定めるもののほか、西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年西条市条例第 号）の適用を受ける職員との権衡を考慮して市長が別に定めるものとする。

（西条市職員退職手当条例の一部改正）

第13条 西条市職員退職手当条例（平成16年西条市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（退職手当の支給）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条</p>	<p>（退職手当の支給）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条</p>

例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附 則

1 1 （略）

1 2 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条の3までの規定による退職手当の基本額は、これらの規定により計算した退職手当の基本額の100分の50に相当する額とする。

1 3 前項の規定の適用を受ける者に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは「6月」とする。

例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

附 則

1 1 （略）

（西条市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第14条 西条市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年西条市条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示

すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(地域手当)</u></p> <p><u>第6条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、管理者が定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で管理者が定めるものに在勤する職員についても、同様とする。</u></p> <p><u>2 地域手当の月額、給料、扶養手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で前項の管理者が定める地域及び公署ごとに管理者が定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p><u>第22条 水道事業企業職員のうち、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(非常勤職員の給与)</u></p> <p><u>第22条 水道事業企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>

2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

4 会計年度任用職員の給与については、前3項に定めるもののほか、西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年西条市条例第 号）の適用を受ける職員との権衡を考慮して管理者が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員制度の導入に関連し、関係条例について所要の改正を行おうとするものである。

議案第73号

西条市手数料条例等の一部を改正する条例について

西条市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

西条市長 玉井敏久

西条市手数料条例等の一部を改正する条例

(西条市手数料条例の一部改正)

第1条 西条市手数料条例(平成16年西条市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
種類	単位	金額	摘要	種類	単位	金額	摘要
1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(略)			1 戸籍の謄本又は抄本の交付	(略)		
2 (略)				2 (略)			
3 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(略)			3 除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	(略)		
4～7 (略)				4～7 (略)			
8 身分に関する証明	1枚につき	300円		8 身分に関する証明	1枚につき	200円	

9 居住に関する証明	1枚につき	300円	9 居住に関する証明	1枚につき	200円
10 印鑑に関する証明	1枚につき	300円	10 印鑑に関する証明	1枚につき	200円
11 印鑑登録証交付	1件につき	300円	11 印鑑登録証交付	1件につき	200円
12、13 (略)			12、13 (略)		
14 住民票の写しに関する証明	1枚につき	300円	14 住民票の写しに関する証明	1枚につき	200円
15 住民票の記載事項に関する証明	1枚につき	300円	15 住民票の記載事項に関する証明	1枚につき	200円
16 戸籍の附票の写しに関する証明	1枚につき	300円	16 戸籍の附票の写しに関する証明	1枚につき	200円
17 住民票の閲覧	1枚につき	300円	17 住民票の閲覧	1枚につき	200円
18 土地建物に関する証明	1枚につき	300円	18 土地建物に関する証明	1枚につき	200円
19 公租及び公課に関する証明	1枚につき	300円	19 公租及び公課に関する証明	1枚につき	200円
20 営業に関する証明	1枚につき	300円	20 営業に関する証明	1枚につき	200円
21 公簿の写しに関する証明	1枚につき	300円	21 公簿の写しに関する証明	1枚につき	200円
22 図面の写し	1枚	300円	22 図面の写し	1枚	200円

に関する証明	につ き			に関する証明	につ き		
23 その他事実 に関する証明	1件 につ き	<u>300円</u>		23 その他事実 に関する証明	1件 につ き	<u>200円</u>	
24 公簿及び図 面の閲覧	1回 につ き	<u>300円</u>		24 公簿及び図 面の閲覧	1回 につ き	<u>200円</u>	
24の2～38 (略)				24の2～38 (略)			
39 租税特別措 置法（昭和32 年法律第26号 ）第28条の4 第3項第7号イ 又は同法第63 条第3項第7号 イの規定に基づ く優良宅地造成 の認定	1件 につ き	<u>89,000円</u>		39 租税特別措 置法（昭和32 年法律第26号 ）第28条の4 第3項第7号イ 又は同法第63 条第3項第7号 イの規定に基づ く優良宅地造成 の認定	1件 につ き	<u>86,000円</u>	
40 租税特別措 置法第28条の 4第3項第5号 イ若しくは第6 3条第3項第5 号イ又は第31 条の2第2項第 14号ハ若しく は第62条の3 第4項第14号 ハの規定に基づ く優良宅地造成 の認定 (1) 造成宅地 の面積が0.	1件 につ き	<u>89,000円</u>		40 租税特別措 置法第28条の 4第3項第5号 イ若しくは第6 3条第3項第5 号イ又は第31 条の2第2項第 9号ハ若しく は第62条の3 第4項第9号 ハの規定に基づ く優良宅地造成 の認定 (1) 造成宅地 の面積が0.	1件 につ き	<u>86,000円</u>	

1ヘクタール未満のとき			1ヘクタール未満のとき		
(2) (略)			(2) (略)		
(3) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	<u>200,</u> <u>000円</u>		(3) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	<u>190,</u> <u>000円</u>	
(4) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	<u>270,</u> <u>000円</u>		(4) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	<u>260,</u> <u>000円</u>	
(5) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	<u>400,</u> <u>000円</u>		(5) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	<u>390,</u> <u>000円</u>	
(6) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	<u>520,</u> <u>000円</u>		(6) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	<u>510,</u> <u>000円</u>	
(7) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	<u>680,</u> <u>000円</u>		(7) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	<u>660,</u> <u>000円</u>	
(8) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上のとき	<u>890,</u> <u>000円</u>		(8) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上のとき	<u>870,</u> <u>000円</u>	
41～43 (略)			41～43 (略)		

4 4 開発行為の1 件 許可の申請に対 する審査につ き		4 4 開発行為の1 件 許可の申請に対 する審査につ き	
(1) 主として 自己の居住の 用に供する住 宅の建築の用 に供する目的 で行う開発行 為		(1) 主として 自己の居住の 用に供する住 宅の建築の用 に供する目的 で行う開発行 為	
ア 開発区域 の面積が0 . 1ヘクタ ール未満の もの	<u>8, 80</u> <u>0円</u>	ア 開発区域 の面積が0 . 1ヘクタ ール未満の もの	<u>8, 60</u> <u>0円</u>
イ (略)		イ (略)	
ウ 開発区域 の面積が0 . 3ヘクタ ール以上0 . 6ヘクタ ール未満の もの	<u>44, 0</u> <u>00円</u>	ウ 開発区域 の面積が0 . 3ヘクタ ール以上0 . 6ヘクタ ール未満の もの	<u>43, 0</u> <u>00円</u>
エ 開発区域 の面積が0 . 6ヘクタ ール以上1 ヘクタール 未満のもの	<u>89, 0</u> <u>00円</u>	エ 開発区域 の面積が0 . 6ヘクタ ール以上1 ヘクタール 未満のもの	<u>86, 0</u> <u>00円</u>
オ (略)		オ (略)	
カ 開発区域 の面積が3 ヘクタール 以上6ヘク タール未満	<u>180,</u> <u>000円</u>	カ 開発区域 の面積が3 ヘクタール 以上6ヘク タール未満	<u>170,</u> <u>000円</u>

のもの キ (略)		のもの キ (略)	
ク 開発区域 の面積が1 0ヘクター ル以上のもの	<u>310,</u> <u>000円</u>	ク 開発区域 の面積が1 0ヘクター ル以上のもの	<u>300,</u> <u>000円</u>
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為		(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	
ア 開発区域 の面積が0 .1ヘクター ル未満のもの	<u>14, 0</u> <u>00円</u>	ア 開発区域 の面積が0 .1ヘクター ル未満のもの	<u>13, 0</u> <u>00円</u>
イ 開発区域 の面積が0 .1ヘクター ル以上0 .3ヘクター ル未満のもの	<u>31, 0</u> <u>00円</u>	イ 開発区域 の面積が0 .1ヘクター ル以上0 .3ヘクター ル未満のもの	<u>30, 0</u> <u>00円</u>
ウ 開発区域 の面積が0 .3ヘクター ル以上0	<u>66, 0</u> <u>00円</u>	ウ 開発区域 の面積が0 .3ヘクター ル以上0	<u>65, 0</u> <u>00円</u>

<p>． 6ヘクタール未満のもの</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの</p> <p>カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの</p> <p>キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの</p> <p>ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの</p> <p>(3) その他の開発行為</p> <p>ア 開発区域の面積が0．1ヘクタール未満のもの</p> <p>イ (略)</p>	<p><u>210,</u></p> <p><u>000円</u></p> <p><u>280,</u></p> <p><u>000円</u></p> <p><u>350,</u></p> <p><u>000円</u></p> <p><u>490,</u></p> <p><u>000円</u></p> <p><u>89, 0</u></p> <p><u>00円</u></p>	<p>． 6ヘクタール未満のもの</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの</p> <p>カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの</p> <p>キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの</p> <p>ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの</p> <p>(3) その他の開発行為</p> <p>ア 開発区域の面積が0．1ヘクタール未満のもの</p> <p>イ (略)</p>	<p><u>200,</u></p> <p><u>000円</u></p> <p><u>270,</u></p> <p><u>000円</u></p> <p><u>340,</u></p> <p><u>000円</u></p> <p><u>480,</u></p> <p><u>000円</u></p> <p><u>86, 0</u></p> <p><u>00円</u></p>
---	---	---	---

ウ 開発区域 の面積が0 . 3ヘクタ ール以上0 . 6ヘクタ ール未満の もの	<u>200,</u> <u>000円</u>	ウ 開発区域 の面積が0 . 3ヘクタ ール以上0 . 6ヘクタ ール未満の もの	<u>190,</u> <u>000円</u>
エ 開発区域 の面積が0 . 6ヘクタ ール以上1 ヘクタール 未満のもの	<u>270,</u> <u>000円</u>	エ 開発区域 の面積が0 . 6ヘクタ ール以上1 ヘクタール 未満のもの	<u>260,</u> <u>000円</u>
オ 開発区域 の面積が1 ヘクタール 以上3ヘク タール未満 のもの	<u>400,</u> <u>000円</u>	オ 開発区域 の面積が1 ヘクタール 以上3ヘク タール未満 のもの	<u>390,</u> <u>000円</u>
カ 開発区域 の面積が3 ヘクタール 以上6ヘク タール未満 のもの	<u>520,</u> <u>000円</u>	カ 開発区域 の面積が3 ヘクタール 以上6ヘク タール未満 のもの	<u>510,</u> <u>000円</u>
キ 開発区域 の面積が6 ヘクタール 以上10ヘ クタール未 満のもの	<u>680,</u> <u>000円</u>	キ 開発区域 の面積が6 ヘクタール 以上10ヘ クタール未 満のもの	<u>660,</u> <u>000円</u>
ク 開発区域 の面積が1 0ヘクター ル以上のも	<u>890,</u> <u>000円</u>	ク 開発区域 の面積が1 0ヘクター ル以上のも	<u>870,</u> <u>000円</u>

の				の			
45 開発行為の変更許可の申請に対する審査	1件につき	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が890,000円を超えるときは、その手数料の額は、890,000円とする。		45 開発行為の変更許可の申請に対する審査	1件につき	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。	
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			
46 用途地域が定められていない土地の区域における建築物の特例許可の申請に対する審査	1件につき	47,000円		46 用途地域が定められていない土地の区域における建築物の特例許可の申請に対する審査	1件につき	46,000円	
47 (略)				47 (略)			
48 開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が主として自己の居住の用に供する住宅の建築	1件につき	1,800円		48 開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が主として自己の居住の用に供する住宅の建築	1件につき	1,700円	

<p>の用に供する 目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの</p>			<p>の用に供する 目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの</p>		
<p>(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘク</p>	<p>2, 8 0 <u>0 円</u></p>		<p>(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘク</p>	<p>2, 7 0 <u>0 円</u></p>	

<p>タール以上のもの</p> <p>(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のもの</p>		<p><u>18,0</u></p> <p><u>00円</u></p>		<p>タール以上のもの</p> <p>(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のもの</p>		<p><u>17,0</u></p> <p><u>00円</u></p>	
<p>49 開発登録簿の写しの交付</p>	<p>1通につき</p>	<p><u>480円</u></p>		<p>49 開発登録簿の写しの交付</p>	<p>1通につき</p>	<p><u>470円</u></p>	
<p>50 建築物に関する確認の申請に対する審査</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8)、(9) (略)</p>	<p>1件につき</p>	<p><u>9,00</u></p> <p><u>0円</u></p> <p><u>22,0</u></p> <p><u>00円</u></p> <p><u>209,</u></p> <p><u>000円</u></p>	<p>(略)</p>	<p>50 建築物に関する確認の申請に対する審査</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8)、(9) (略)</p>	<p>1件につき</p>	<p><u>8,00</u></p> <p><u>0円</u></p> <p><u>21,0</u></p> <p><u>00円</u></p> <p><u>208,</u></p> <p><u>000円</u></p>	<p>(略)</p>
<p>51～54 (略)</p>				<p>51～54 (略)</p>			

する審査		準法（昭和25年法律第201号）第48条第16項第1号に該当する場合にあっては132,000円、同項第2号に該当する場合にあっては169,000円)		する審査		準法（昭和25年法律第201号）第48条第16項第1号に該当する場合にあっては132,000円、同項第2号に該当する場合にあっては169,000円)	
64 特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	1件につき	<u>182,000円</u>		64 特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	1件につき	<u>181,000円</u>	
65 建築物の容積率に関する特例許可の申請に対する審査	1件につき	<u>182,000円</u>		65 建築物の容積率に関する特例許可の申請に対する審査	1件につき	<u>181,000円</u>	
66 建築物の建蔽率に関する特例許可の申請に対する審査	1件につき	<u>182,000円</u>		66 建築物の建蔽率に関する特例許可の申請に対する審査	1件につき	<u>181,000円</u>	
67 (略)				67 (略)			
68 建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	1件につき	<u>182,000円</u>		68 建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	1件につき	<u>181,000円</u>	

査				査			
69 (略)				69 (略)			
70 建築物の高さの許可の申請に対する審査	1件	<u>182,000円</u>		70 建築物の高さの許可の申請に対する審査	1件	<u>181,000円</u>	
71 日影による建築物の高さの特例許可の申請に対する審査	1件	<u>182,000円</u>		71 日影による建築物の高さの特例許可の申請に対する審査	1件	<u>181,000円</u>	
72～74 (略)				72～74 (略)			
75 特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可の申請に対する審査	1件	<u>182,000円</u>		75 特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可の申請に対する審査	1件	<u>181,000円</u>	
76 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可の申請に対する審査	1件	<u>182,000円</u>		76 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可の申請に対する審査	1件	<u>181,000円</u>	
77 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1件	<u>182,000円</u>		77 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1件	<u>181,000円</u>	
78 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可の申請に対する審査	1件	<u>182,000円</u>		78 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可の申請に対する審査	1件	<u>181,000円</u>	
79 都市再生特	1件	<u>182,000円</u>		79 都市再生特	1件	<u>181,000円</u>	

別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可の申請に対する審査	1 件	0 0 0 円		別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可の申請に対する審査	1 件	0 0 0 円	
8 0 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可の申請に対する審査	1 件	1 8 2 , 0 0 0 円		8 0 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可の申請に対する審査	1 件	1 8 1 , 0 0 0 円	
8 1 特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1 件	1 8 2 , 0 0 0 円		8 1 特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1 件	1 8 1 , 0 0 0 円	
8 2 景観地区における建築物の高さ、建築物の壁面の位置又は建築物の敷地面積の特例許可の申請に対する審査	1 件	1 8 2 , 0 0 0 円		8 2 景観地区における建築物の高さ、建築物の壁面の位置又は建築物の敷地面積の特例許可の申請に対する審査	1 件	1 8 1 , 0 0 0 円	
8 3、8 4 (略)				8 3、8 4 (略)			
8 5 再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さの許可の申請に対	1 件	1 8 2 , 0 0 0 円		8 5 再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さの許可の申請に対	1 件	1 8 1 , 0 0 0 円	

する審査				する審査			
86、87 (略)				86、87 (略)			
88 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1件	<u>182,000円</u>		88 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1件	<u>181,000円</u>	
89～91 (略)				89～91 (略)			
92 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可の申請に対する審査	1件	<u>182,000円</u>		92 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可の申請に対する審査	1件	<u>181,000円</u>	
93 (略)				93 (略)			
93の2 特別の必要がある仮設興行場等の建築許可の申請に対する審査	1件	<u>182,000円</u>		93の2 特別の必要がある仮設興行場等の建築許可の申請に対する審査	1件	<u>181,000円</u>	
94～104 (略)				94～104 (略)			
105 建築物の一時的な用途の変更の許可の申請に対する審査	1件	135,000円 (用途を変更して特別興業場等とする場合には、 <u>182,000円</u>)		105 建築物の一時的な用途の変更の許可の申請に対する審査	1件	135,000円 (用途を変更して特別興業場等とする場合には、 <u>181,000円</u>)	
106 (略)				106 (略)			

107 予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可の申請に対する審査	1 件	182,000円		107 予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可の申請に対する審査	1 件	181,000円	
108、109 (略)				108、109 (略)			
110 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (1) 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確	1 戸		(略)	110 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (1) 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確	1 戸		(略)

保の促進等
に関する法
律（平成1
1年法律第
81号）第
5条第1項
に規定する
登録住宅性
能評価機関
の技術的審
査を受けて
いる場合

(ア) (略)

(イ) 共同
住宅等（
共同住
宅、長屋
その他1
戸建ての
専用住宅
以外の住
宅をいう。
以下この
項において
同じ。）

a (略)

b 総戸
数が2
以上5
以下の
もの

c 総戸
数が6
以上1

共同住宅
等の区分
に応じ、
それぞれ
次に定め
る額を同
時に申請
する住戸
の数で除
して得た
金額

23, 0

00円

37, 9

00円

保の促進等
に関する法
律（平成1
1年法律第
81号）第
5条第1項
に規定する
登録住宅性
能評価機関
の技術的審
査を受けて
いる場合

(ア) (略)

(イ) 共同
住宅等（
共同住
宅、長屋
その他1
戸建ての
専用住宅
以外の住
宅をいう。
以下この
項において
同じ。）

a (略)

b 総戸
数が2
以上5
以下の
もの

c 総戸
数が6
以上1

共同住宅
等の区分
に応じ、
それぞれ
次に定め
る額を同
時に申請
する住戸
の数で除
して得た
金額

22, 9

00円

37, 7

00円

0 以下 のもの	
d 総戸 数が 1	<u>67,7</u> <u>00円</u>
1 以上	
25 以 下のも の	
e 総戸 数が 2	<u>102,</u> <u>400円</u>
6 以上	
50 以 下のも の	
f 総戸 数が 5	<u>164,</u> <u>100円</u>
1 以上	
100 以下の もの	
g 総戸 数が 1	<u>256,</u> <u>400円</u>
01 以 上 20	
0 以下 のもの	
h 総戸 数が 2	<u>313,</u> <u>800円</u>
01 以 上のも の	
イ (略)	
ウ その他の 場合	
(ア) 1 戸	<u>51,3</u>

0 以下 のもの	
d 総戸 数が 1	<u>67,2</u> <u>00円</u>
1 以上	
25 以 下のも の	
e 総戸 数が 2	<u>101,</u> <u>900円</u>
6 以上	
50 以 下のも の	
f 総戸 数が 5	<u>163,</u> <u>300円</u>
1 以上	
100 以下の もの	
g 総戸 数が 1	<u>255,</u> <u>600円</u>
01 以 上 20	
0 以下 のもの	
h 総戸 数が 2	<u>313,</u> <u>000円</u>
01 以 上のも の	
イ (略)	
ウ その他の 場合	
(ア) 1 戸	<u>51,2</u>

建ての専用住宅	00円	建ての専用住宅	00円
(イ) 共同住宅等	共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額	(イ) 共同住宅等	共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額
a 総戸数が1のもの	51,300円	a 総戸数が1のもの	51,200円
b 総戸数が2以上5以下のもの	120,700円	b 総戸数が2以上5以下のもの	120,600円
c 総戸数が6以上10以下のもの	192,500円	c 総戸数が6以上10以下のもの	192,300円
d 総戸数が11以上25以下のもの	385,700円	d 総戸数が11以上25以下のもの	385,200円
e 総戸数が26以上	677,100円	e 総戸数が26以上	676,600円

50以下のもの			50以下のもの		
f 総戸数が51以上100以下のもの	<u>1, 16</u>		f 総戸数が51以上100以下のもの	<u>1, 16</u>	
	<u>2, 20</u>			<u>1, 40</u>	
	<u>0円</u>			<u>0円</u>	
g 総戸数が101以上200以下のもの	<u>2, 12</u>		g 総戸数が101以上200以下のもの	<u>2, 12</u>	
	<u>6, 30</u>			<u>5, 50</u>	
	<u>0円</u>			<u>0円</u>	
h 総戸数が201以上のもの	<u>3, 02</u>		h 総戸数が201以上のもの	<u>3, 02</u>	
	<u>5, 90</u>			<u>5, 10</u>	
	<u>0円</u>			<u>0円</u>	
(2)、(3) (略)			(2)、(3) (略)		
111 長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	1戸	(略)	111 長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	1戸	(略)
(1) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者	110の		(1) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者	109の	
	項種類欄(1)のAからUまで又は(2)のA若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、そ			項種類欄(1)のAからUまで又は(2)のA若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、そ	

(2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者

れぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額

次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額

ア 11

0の項種類欄(1)のアからウまで又は(2)のア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の

(2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者

れぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額

次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額

ア 10

9の項種類欄(1)のアからウまで又は(2)のア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の

		金額の2分の1に相当する額 イ、ウ (略)			金額の2分の1に相当する額 イ、ウ (略)	
1 1 2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 ア 1戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分（以下この項において「非住宅部分」とい	1 件		(略)	1 1 2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 ア 1戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分（以下この項において「非住宅部分」とい	1 件	
		<u>37,800円</u>				<u>32,700円</u>

う。)を有しないものに限る。以下この項において同じ。)

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)

(ア) 認定申請区分が住戸のみ

a 戸数が1のもの	37,800円
b 戸数が2以上5以下のもの	76,000円
c 戸数が6以上10以下のもの	106,900円
d 戸数が11	150,300円

う。)を有しないものに限る。以下この項において同じ。)

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)

(ア) 認定申請区分が住戸のみ

a 戸数が1のもの	32,700円
b 戸数が2以上5以下のもの	65,700円
c 戸数が6以上10以下のもの	89,300円
d 戸数が11	121,000円

以上2 5以下 のもの e 戸数 が26 以上5 0以下 のもの f 戸数 が51 以上1 00以 下のも の g 戸数 が10 1以上 200 以下の もの h 戸数 が20 1以上 300 以下の もの i 戸数 が30 1以上 のもの (イ) 認定 の申請区 分が住棟 全体又は 住戸及び	<u>215,</u> <u>900円</u> <u>309,</u> <u>700円</u> <u>420,</u> <u>400円</u> <u>552,</u> <u>100円</u> <u>649,</u> <u>400円</u>	以上2 5以下 のもの e 戸数 が26 以上5 0以下 のもの f 戸数 が51 以上1 00以 下のも の g 戸数 が10 1以上 200 以下の もの h 戸数 が20 1以上 300 以下の もの i 戸数 が30 1以上 のもの (イ) 認定 の申請区 分が住棟 全体又は 住戸及び	<u>166,</u> <u>800円</u> <u>221,</u> <u>800円</u> <u>281,</u> <u>200円</u> <u>376,</u> <u>300円</u> <u>461,</u> <u>900円</u>
	イ(ア)に掲 げる住棟 全体の戸 数に応じ た区分と		イ(ア)に掲 げる住棟 全体の戸 数に応じ た区分と

当該住棟 全体	同一の額 に加え、 認定に係 る住棟の 共用部分 の床面積 の合計が 次の区分 に応じ、 それぞれ 次に定め る額を合 算した金 額	当該住棟 全体	同一の額 に加え、 認定に係 る住棟の 共用部分 の床面積 の合計が 次の区分 に応じ、 それぞれ 次に定め る額を合 算した金 額
a 30 0平方 メートル 以内の もの	<u>119,</u> <u>900円</u>	a 30 0平方 メートル 以内の もの	<u>109,</u> <u>600円</u>
b 30 0平方 メートル を超 え2, 000 平方メ ートル 以内の もの	<u>197,</u> <u>500円</u>	b 30 0平方 メートル を超 え2, 000 平方メ ートル 以内の もの	<u>168,</u> <u>200円</u>
c 2, 000 平方メ ートル を超 え5, 0	<u>307,</u> <u>300円</u>	c 2, 000 平方メ ートル を超 え5, 0	<u>219,</u> <u>400円</u>

00平方メートル以内のもの	
d 5,000平方メートルを超え	<u>394,</u>
10,000平方メートル以内のもの	<u>500円</u>
e 10,000平方メートルを超え	<u>471,</u>
25,000平方メートル以内のもの	<u>400円</u>
f 25,000平方メートルを超えるもの	<u>549,</u>
ウ 複合建築	<u>100円</u>

00平方メートル以内のもの	
d 5,000平方メートルを超え	<u>255,</u>
10,000平方メートル以内のもの	<u>300円</u>
e 10,000平方メートルを超え	<u>295,</u>
25,000平方メートル以内のもの	<u>600円</u>
f 25,000平方メートルを超えるもの	<u>329,</u>
ウ 複合建築	<u>300円</u>

物（住宅と非住宅部分とを有する建築物をいう。以下この項において同じ。）

(ア) (略)

(イ) 認定の申請区分が複合建築物全体又は住戸及び当該複合建築物全体

a b に掲げる審

イ(ア)に掲げる住棟全体の戸数に応じた区分と同一の額、イ(イ)に掲げる共用部分の床面積の合計に応じた区分と同一の額及び非住宅部分について、次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した金額

物（住宅と非住宅部分とを有する建築物をいう。以下この項において同じ。）

(ア) (略)

(イ) 認定の申請区分が複合建築物全体又は住戸及び当該複合建築物全体

a b に掲げる審

イ(ア)に掲げる住棟全体の戸数に応じた区分と同一の額、イ(イ)に掲げる共用部分の床面積の合計に応じた区分と同一の額及び非住宅部分について、次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した金額

査以外 の審査	
(a)	<u>264,</u>
30	<u>300円</u>
0平	
方メ	
ートル	
ル以	
内の	
もの	
(b)	<u>420,</u>
30	<u>900円</u>
0平	
方メ	
ートル	
ルを	
超え	
2,	
00	
0平	
方メ	
ートル	
ル以	
内の	
もの	
(c)	<u>598,</u>
2,	<u>800円</u>
00	
0平	
方メ	
ートル	
ルを	
超え	
5,	
00	

査以外 の審査	
(a)	<u>254,</u>
30	<u>000円</u>
0平	
方メ	
ートル	
ル以	
内の	
もの	
(b)	<u>391,</u>
30	<u>600円</u>
0平	
方メ	
ートル	
ルを	
超え	
2,	
00	
0平	
方メ	
ートル	
ル以	
内の	
もの	
(c)	<u>510,</u>
2,	<u>900円</u>
00	
0平	
方メ	
ートル	
ルを	
超え	
5,	
00	

0 平 方メ ー ト ル以 内の もの (d)	<u>734,</u> <u>300円</u>
5, 00 0 平 方メ ー ト ルを 超え 10 , 0 00 平方 メー トル 以内 のもの (e)	<u>865,</u> <u>500円</u>
10 , 0 00 平方 メー トル を超 え2 5, 00 0 平	

0 平 方メ ー ト ル以 内の もの (d)	<u>595,</u> <u>100円</u>
5, 00 0 平 方メ ー ト ルを 超え 10 , 0 00 平方 メー トル 以内 のもの (e)	<u>689,</u> <u>700円</u>
10 , 0 00 平方 メー トル を超 え2 5, 00 0 平	

方メ		方メ	
ート		ート	
ル以		ル以	
内の		内の	
もの		もの	
(f)	<u>987,</u>	(f)	<u>768,</u>
25	<u>800円</u>	25	<u>000円</u>
,0		,0	
00		00	
平方		平方	
メー		メー	
トル		トル	
を超		を超	
える		える	
もの		もの	
b 建築		b 建築	
物に係		物に係	
るエネ		るエネ	
ルギー		ルギー	
の使用		の使用	
の合理		の合理	
化の一		化の一	
層の促		層の促	
進その		進その	
他の建		他の建	
築物の		築物の	
低炭素		低炭素	
化の促		化の促	
進のた		進のた	
めに誘		めに誘	
導すべ		導すべ	
き基準		き基準	
(平成		(平成	
24年		24年	
経済産		経済産	

業省・
国土交
通省・
環境省
告示第
119
号) I
第1の
1の1
-2た
だし書
及び2
の2-
1ただ
し書に
定める
方法に
よる審
査

(a)

105,
500円

30
0平
方メ
ートル
以内
のもの

(b)

176,
500円

30
0平
方メ
ートル
を超
え
2,

業省・
国土交
通省・
環境省
告示第
119
号) I
第1の
1の1
-2た
だし書
及び2
の2-
1ただ
し書に
定める
方法に
よる審
査

(a)

94, 1
00円

30
0平
方メ
ートル
以内
のもの

(b)

144,
200円

30
0平
方メ
ートル
を超
え
2,

00 00 平方メートル以内のもの (c) 2, 00 00 平方メートルを超え 5, 00 00 平方メートル以内のもの (d) 5, 00 00 平方メートルを超え 10, 00 00 平方	<u>285,</u> <u>600円</u>
	<u>372,</u> <u>900円</u>

00 00 平方メートル以内のもの (c) 2, 00 00 平方メートルを超え 5, 00 00 平方メートル以内のもの (d) 5, 00 00 平方メートルを超え 10, 00 00 平方	<u>188,</u> <u>700円</u>
	<u>219,</u> <u>400円</u>

	メー トル 以内 のも の (e) 10 , 0 00 平方 メー トル を超 え2 5, 00 0平 方メ ー トル 以内 のも の (f) 25 , 0 00 平方 メー トル を超 える もの エ (略) (2) (略)		<u>448,</u> <u>000円</u>						
	メー トル 以内 のも の (e) 10 , 0 00 平方 メー トル を超 え2 5, 00 0平 方メ ー トル 以内 のも の (f) 25 , 0 00 平方 メー トル を超 える もの エ (略) (2) (略)		<u>254,</u> <u>100円</u>						
113	都市の低	1件		(略)	113	都市の低	1件		(略)

<p>炭素化の促進に 関する法律第5 5条第1項の規 定に基づく低炭 素建築物新築等 計画の変更認定 の申請に対する 審査</p>		<p>炭素化の促進に 関する法律第5 5条第1項の規 定に基づく低炭 素建築物新築等 計画の変更認定 の申請に対する 審査</p>	
<p>(1) 変更に係 る低炭素建築 物新築等計画 が建築基準法 第6条第1項 に規定する建 築基準関係規 定に適合する かどうかの審 査を申し出な い者</p>	<p>1 1 2 の (略) 項種類欄 (1) に掲げ る場合の 区分に応 じ、それ ぞれ当該 手数料の 金額の2 分の1に 相当する 額</p>	<p>(1) 変更に係 る低炭素建築 物新築等計画 が建築基準法 第6条第1項 に規定する建 築基準関係規 定に適合する かどうかの審 査を申し出な い者</p>	<p>1 1 1 の (略) 項種類欄 (1) に掲げ る場合の 区分に応 じ、それ ぞれ当該 手数料の 金額の2 分の1に 相当する 額</p>
<p>(2) 変更に係 る低炭素建築 物新築等計画 が建築基準法 第6条第1項 に規定する建 築基準関係規 定に適合する かどうかの審 査を申し出る 者</p>	<p>次に掲げ る額（ウ に掲げる 額にあっ ては、当 該審査に 建築基準 法第87 条の4の 昇降機に 係る部分 が含まれ る場合に 限る。）を 合算した</p>	<p>(2) 変更に係 る低炭素建築 物新築等計画 が建築基準法 第6条第1項 に規定する建 築基準関係規 定に適合する かどうかの審 査を申し出る 者</p>	<p>次に掲げ る額（ウ に掲げる 額にあっ ては、当 該審査に 建築基準 法第87 条の4の 昇降機に 係る部分 が含まれ る場合に 限る。）を 合算した</p>

金額
ア <u>1 1</u>
<u>2 の項種</u>
類欄(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けたもの又は

金額
ア <u>1 1</u>
<u>1 の項種</u>
類欄(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けたもの又は

		設計住宅 性能評価 書の交付 を受けた もの以外 のもので ある場合 に限る。 イ、ウ (略)			設計住宅 性能評価 書の交付 を受けた もの以外 のもので ある場合 に限る。 イ、ウ (略)	
1 1 4 建築物の エネルギー消費 性能の向上に関 する法律第12 条第1項及び第 13条第2項の 規定に基づく建 築物エネルギー 消費性能適合性 判定に係る審査 (1) 建築物エ ネルギー消費 性能基準等を 定める省令（ 平成28年経 済産業省・国 土交通省令第 1号）第1条 第1項第1号 イに規定する 一次エネルギー 消費量（以 下この項にお いて「一次エ ネルギー消費	1 件 につ き			1 1 4 建築物の エネルギー消費 性能の向上に関 する法律第12 条第1項及び第 13条第2項の 規定に基づく建 築物エネルギー 消費性能適合性 判定に係る審査 (1) 建築物エ ネルギー消費 性能基準等を 定める省令（ 平成28年経 済産業省・国 土交通省令第 1号）第1条 第1項第1号 イに規定する 一次エネルギー 消費量（以 下この項にお いて「一次エ ネルギー消費	1 件 につ き	

<p>量」という。) の算定対象となる部分を有する建築物 ア 同号イに掲げる基準による審査</p>	<p>次に掲げる主要な用途の部分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>		<p>量」という。) の算定対象となる部分を有する建築物 ア 同号イに掲げる基準による審査</p>	<p>次に掲げる主要な用途の部分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
<p>(ア) (略) (イ) その他の用途</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>		<p>(ア) (略) (イ) その他の用途</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
<p>a～d (略) e 25 , 00 0平方メートル以上 イ 同号ロに掲げる基準による審査</p>	<p><u>1, 05</u> <u>3, 90</u> <u>0円</u></p> <p>次に掲げる主要な用途の部分に応</p>		<p>a～d (略) e 25 , 00 0平方メートル以上 イ 同号ロに掲げる基準による審査</p>	<p><u>1, 05</u> <u>3, 80</u> <u>0円</u></p> <p>次に掲げる主要な用途の部分に応</p>	

	じ、それぞれ次に定める金額		じ、それぞれ次に定める金額
(ア) 工場等の用途	非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(ア) 工場等の用途	非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
a (略)		a (略)	
b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	<u>115,200円</u>	b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	<u>115,100円</u>
c~e (略)		c~e (略)	
(イ) その他の用途	非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、	(イ) その他の用途	非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、

<p>a、b (略)</p> <p>c 5, 000</p> <p>平方メートル以上10,000平方メートル未満</p> <p>d、e (略)</p> <p>(2) (略)</p>		<p>それぞれ次に定める金額</p> <p>372, 900円</p>		<p>a、b (略)</p> <p>c 5, 000</p> <p>平方メートル以上10,000平方メートル未満</p> <p>d、e (略)</p> <p>(2) (略)</p>		<p>それぞれ次に定める金額</p> <p>372, 800円</p>	
<p>115 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定審査</p>	<p>1 件</p>	<p>114の(略)項種類欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>		<p>115 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定審査</p>	<p>1 件</p>	<p>113の(略)項種類欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>	
<p>116 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規</p>	<p>1 件</p>	<p>114の(略)項種類欄に掲げる建築物の</p>		<p>116 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規</p>	<p>1 件</p>	<p>113の(略)項種類欄に掲げる建築物の</p>	

<p>則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>	<p>則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>
<p>117 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3</p>	<p>1 件につき</p>	<p>117 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3</p>	<p>1 件につき</p>

0条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は設計住宅性能評価書の交付を受けている場合

(ア) (略)

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）

a 住戸

申請に係る住戸の数について、種類

0条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は設計住宅性能評価書の交付を受けている場合

(ア) (略)

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）

a 住戸

申請に係る住戸の数について、種類

	欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(a) ~		(a) ~	
(d)		(d)	
(略)		(略)	
(e)	<u>88,6</u>	(e)	<u>88,5</u>
46	<u>00円</u>	46	<u>00円</u>
戸以上		戸以上	
b (略)		b (略)	
(ウ) 非住宅建築物 (人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。)	床面積の合計について、種類欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(ウ) 非住宅建築物 (人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。)	床面積の合計について、種類欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
a 30	<u>10,6</u>	a 30	<u>10,5</u>
0平方メートル未満のもの	<u>00円</u>	0平方メートル未満のもの	<u>00円</u>
b~f (略)		b~f (略)	
(エ) (略)		(エ) (略)	

<p>イ その他の場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 共同住宅等</p> <p>a 住戸</p> <p>(a) 、</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) <u>75,000円</u></p> <p>2戸以上4戸以下</p> <p>(d) 、</p> <p>(e) (略)</p> <p>(f) <u>305,000円</u></p> <p>46戸以上</p> <p>b (略)</p> <p>(ウ) 非住宅建築物</p> <p>a (略)</p>	<p>申請に係る住戸の数について、種類欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>イ その他の場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 共同住宅等</p> <p>a 住戸</p> <p>(a) 、</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) <u>74,900円</u></p> <p>2戸以上4戸以下</p> <p>(d) 、</p> <p>(e) (略)</p> <p>(f) <u>305,000円</u></p> <p>46戸以上</p> <p>b (略)</p> <p>(ウ) 非住宅建築物</p> <p>a (略)</p>	<p>申請に係る住戸の数について、種類欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>
---	--	---	--

<p>b 同号 イ (2) 及びロ (2) に 掲げる 基準に よる審 査</p> <p>(a) ~ (e) (略)</p> <p>(f) <u>470,</u> 25 <u>000円</u></p> <p>平方 メー トル 以上</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>床面積の 合計につ いて、種 類欄に掲 げる面積 の区分に 応じ、そ れぞれ次 に定める 金額</p>	<p>b 同号 イ (2) 及びロ (2) に 掲げる 基準に よる審 査</p> <p>(a) ~ (e) (略)</p> <p>(f) <u>469,</u> 25 <u>900円</u></p> <p>平方 メー トル 以上</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>床面積の 合計につ いて、種 類欄に掲 げる面積 の区分に 応じ、そ れぞれ次 に定める 金額</p>
<p>118 建築物の エネルギー消費 性能の向上に関 する法律第31 条第1項の規定 に基づく建築物 エネルギー消費 性能向上計画の 変更の認定の申 請に対する審査 (1) 変更に係 る建築物エネ</p>	<p>1 件 につ き (略)</p> <p>117の 項種類欄(</p>	<p>118 建築物の エネルギー消費 性能の向上に関 する法律第31 条第1項の規定 に基づく建築物 エネルギー消費 性能向上計画の 変更の認定の申 請に対する審査 (1) 変更に係 る建築物エネ</p>	<p>1 件 につ き (略)</p> <p>116の 項種類欄(</p>

<p>ルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者</p>	<p>1) ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>	<p>ルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者</p>	<p>1) ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>
<p>(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者</p>	<p>次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額 ア <u>11</u> 7の項種類欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ</p>	<p>(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者</p>	<p>次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額 ア <u>11</u> 6の項種類欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ</p>

		当該手数料の金額の2分の1に相当する額イ、ウ(略)			当該手数料の金額の2分の1に相当する額イ、ウ(略)	
119	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は建築物	1件につき		119	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は建築物	1件につき

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又

は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合

ア (略)

イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)

(ア)~(ウ)

(略)

(エ) 46

戸以上

ウ 非住宅建築物(人の居住の用に供する部分を有しない

88,6

00円

は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合

ア (略)

イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)

(ア)~(ウ)

(略)

(エ) 46

戸以上

ウ 非住宅建築物(人の居住の用に供する部分を有しない

88,5

00円

建築物をいう。以下この項において同じ。)			建築物をいう。以下この項において同じ。)		
(ア) 30	<u>10,6</u>		(ア) 30	<u>10,5</u>	
0平方メートル未満	<u>00円</u>		0平方メートル未満	<u>00円</u>	
(イ)～(カ)			(イ)～(カ)		
(略)			(略)		
エ (略)			エ (略)		
(2) その他の場合			(2) その他の場合		
ア (略)			ア (略)		
イ 共同住宅等			イ 共同住宅等		
(ア) 性能基準による審査			(ア) 性能基準による審査		
a 2戸以上4戸以下	<u>75,0</u>		a 2戸以上4戸以下	<u>74,9</u>	
b、c (略)	<u>00円</u>		b、c (略)	<u>00円</u>	
d 46戸以上	<u>305,</u>		d 46戸以上	<u>305,</u>	
(イ) 仕様基準による審査	<u>300円</u>		(イ) 仕様基準による審査	<u>200円</u>	
a (略)			a (略)		
b 5戸以上15戸以下	<u>62,1</u>		b 5戸以上15戸以下	<u>62,0</u>	
c (略)	<u>00円</u>		c (略)	<u>00円</u>	

d 4 6	<u>1 7 0,</u>	d 4 6	<u>1 7 0,</u>
戸以上	<u>2 0 0 円</u>	戸以上	<u>1 0 0 円</u>
ウ 非住宅建築物		ウ 非住宅建築物	
(ア) (略)		(ア) (略)	
(イ) 同号口に掲げる基準による審査		(イ) 同号口に掲げる基準による審査	
a~e (略)		a~e (略)	
f 2 5	<u>4 7 0,</u>	f 2 5	<u>4 6 9,</u>
, 0 0	<u>0 0 0 円</u>	, 0 0	<u>9 0 0 円</u>
0 平方メートル以上		0 平方メートル以上	
エ (略)		エ (略)	

(西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の一部改正)

第2条 西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例（平成16年西条市条例第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第10条関係） 西条市立東予郷土館施設使用料			別表（第10条関係） 西条市立東予郷土館施設使用料		
区分	使用単位	使用料	区分	使用単位	使用料
第一展示室	1日当たり	<u>3, 0 0 0 円</u>	第一展示室	1日当たり	<u>2, 0 0 0 円</u>
備考	(略)		備考	(略)	

(西条市生涯学習の館設置及び管理条例の一部改正)

第3条 西条市生涯学習の館設置及び管理条例（平成16年西条市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第5条関係） 使用料			別表（第5条関係） 使用料		
区分		1時間当たり	区分		1時間当たり
第1音楽練習室		310円	第1音楽練習室		300円
第2音楽練習室		110円	第2音楽練習室		100円
アトリエ	団体	210円	アトリエ	団体	200円
	個人	(略)		個人	(略)
工房	団体	210円	工房	団体	200円
	個人	(略)		個人	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

(西条市佐伯記念館・郷土資料館設置及び管理条例の一部改正)

第4条 西条市佐伯記念館・郷土資料館設置及び管理条例（平成16年西条市条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第5条関係） 使用料				別表第2（第5条関係） 使用料			
区分	単位	使用料	備考	区分	単位	使用料	
研修室	1日	3,000円	冷暖房設備を使用する場合は、5割を加算する。	研修室	1日	3,000円	
	5時間未満	2,000円			5時間未満	2,000円	

(五百亀記念館設置及び管理条例の一部改正)

第5条 五百亀記念館設置及び管理条例（平成25年西条市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(使用の許可)		(使用の許可)	
第6条 (略)		第6条 (略)	

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の使用を許可しない。

(1) ～(4) (略)

(5) (略)

3 (略)

(入館料等)

第7条 記念館を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

(指定管理者による管理)

第13条 記念館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の使用を許可しない。

(1) ～(4) (略)

(5) 営利を目的とするものと認めるとき。

(6) (略)

3 (略)

(入館料等)

第7条 記念館の入館料及び会議室等の使用料は無料とする。

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

(指定管理者による管理)

第12条 記念館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 (略)

3 第1項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第10条及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条及び第15条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4～5 (略)

第14条 (略)

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、記念館の使用を終了したとき、又は第11条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

2 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

別表 (第7条関係)

五百亀記念館施設使用料

<u>市民ギャラリー等使用料</u>		
<u>区分</u>	<u>使用単位</u>	<u>使用料</u>
市民ギャラリー	5時間	1,000円
	1日	2,000円
会議室	1時間	200円
<u>設備、備品等使用料</u>		
長机	1台・1回	200円
展示パネル	1台・1回	200円
市民ギャラリー音響設備	1回	1,000円
ビデオプロジェクター	1回	500円

3 第1項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第9条及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第14条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4～5 (略)

第13条 (略)

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、記念館の使用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

2 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

演台	1回	250円
司会台	1回	200円
イーゼル	1台・1回	100円
ピクチャー	1本・1回	50円
レール用ワ		
イヤ-		

備考

- 1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用するとき、基本使用料の2割を加算する。
- 2 冷暖房を使用するときは、基本使用料の5割を加算する。
- 3 営利目的に使用するとき又は付随的に営利を得ることがあるときは、基本使用料の5割を加算する。
- 4 入場料を徴収して使用するときは、次の区分による金額を加算する。入場料の額が2種類以上あるときは、最高額を基準とする。
 - (1) 入場料が500円未満のときは、基本使用料の2割を加算する。
 - (2) 入場料が500円以上1,000円未満のときは、基本使用料の3割を加算する。
 - (3) 入場料が1,000円以上のときは、基本使用料の5割を加算する。
- 5 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。
- 6 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。

<p><u>7 市民ギャラリーについては、使用時間が5時間未満のときにあつては5時間と、5時間を超えると</u> <u>きにあつては1日とみなす。</u></p> <p><u>8 会議室については、使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。</u></p>	
--	--

(西条市体育館設置及び管理条例の一部改正)

第6条 西条市体育館設置及び管理条例（平成16年西条市条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 前条の規定により体育館を使用しようとするものは、あらかじめ書面をもって市長の許可を受けなければならない。ただし、個人が自己の運動のために占有することなく<u>次に掲げる</u>体育館を使用しようとするときは、職員に申し出ることにより、許可を受けることができる。</p> <p><u>(1) 西条市総合体育館（トレーニング室、第1格技室、第2格技室、大会議室兼卓球室及び弓道場兼アーチェリー室に限る。）</u></p> <p><u>(2) 西条市ひうち体育館（トレーニング室に限る。）</u></p> <p><u>(3) 西条市東予体育館</u></p> <p><u>(4) 西条市丹原体育館</u></p> <p><u>(5) 西条市小松体育館</u></p> <p>2、3 (略)</p> <p>別表第1（第6条、第12条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">西条市総合体育館使用料</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 前条の規定により体育館を使用しようとするものは、あらかじめ書面をもって市長の許可を受けなければならない。ただし、個人が自己の運動のために占有することなく_____体育館を使用しようとするときは、職員に申し出ることにより、許可を受けることができる。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>別表第1（第6条、第12条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">西条市総合体育館使用料</p>

1 第5条第1項本文の場合

(単位：円)

使用区分		使用時間		9時	12時	17時	1時
		～1時	～2時	～1時	～2時	～2時	～2時
主競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)	一般	2,400	4,400	4,400	8,800
			学生	6,400	4,400	4,400	0
		入場料を徴収する場合(B)	中学	1,320	2,200	2,200	4,400
			生以下	3,200	2,000	2,000	0
	入場料を徴収する場合(B)	一般	7,920	1,300	1,300	2,640	
		学生	0	0	0	0	
	入場料を徴収する場合(B)	中学	3,960	6,000	6,000	1,320	
		生以下	9,600	6,000	6,000	3,200	
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合(C)	一般	1,560	1,760	1,760	3,520
			学生	6,000	0	0	0
アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合(D)	一般	2,160	3,520	3,520	7,200	
		学生	1,100	2,000	2,000	0	
第1	アマチュア	入場料を徴収しない	6,000	1,200	1,500	3,000	

1 第5条第1項本文の場合

(単位：円)

使用区分		使用時間		9時	12時	17時	1時
		～1時	～2時	～1時	～2時	～2時	～2時
主競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)	一般	2,400	4,400	4,400	8,800
			学生	4,000	0	0	0
		入場料を徴収する場合(B)	中学	1,200	2,000	2,000	4,000
			生以下	2,000	0	0	0
	入場料を徴収する場合(B)	一般	7,200	1,200	1,200	2,400	
		学生	0	0	0	0	
	入場料を徴収する場合(B)	中学	3,600	6,000	6,000	1,200	
		生以下	6,000	0	0	0	
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合(C)	一般	9,600	1,600	1,600	3,200
			学生	6,000	0	0	0
アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合(D)	一般	1,920	3,200	3,200	6,400	
		学生	2,000	0	0	0	
第1	アマチュア	入場料を徴収しない	4,000	8,000	1,000	2,000	

格 技 室 第 2 格 技 室	チ	い場合(A)		<u>0</u>	<u>0</u>	
	ユ	入場料を	<u>2,</u>	<u>4,</u>	<u>6,</u>	<u>1,</u>
	ア	徴収する	<u>40</u>	<u>80</u>	<u>00</u>	<u>20</u>
	ス	場合(B)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	ポ ー ツ					
ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 以 外	ア	入場料を	<u>5,</u>	<u>9,</u>	<u>12</u>	<u>2,</u>
	マ	徴収しな	<u>70</u>	<u>60</u>	<u>,4</u>	<u>40</u>
	チ	い場合(C)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>50</u>	<u>0</u>
	ユ	入場料を	<u>11</u>	<u>19</u>	<u>24</u>	<u>4,</u>
	ア	徴収する	<u>,4</u>	<u>,2</u>	<u>,9</u>	<u>95</u>
ス	場合(D)	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>0</u>	
大 会 議 室 兼 卓 球 室	ア	入場料を	<u>45</u>	<u>60</u>	<u>90</u>	<u>15</u>
	マ	徴収しな	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	チ	い場合(A)				
	ユ	入場料を	<u>90</u>	<u>1,</u>	<u>1,</u>	<u>30</u>
	ア	徴収する	<u>0</u>	<u>20</u>	<u>80</u>	<u>0</u>
ス	場合(B)		<u>0</u>	<u>0</u>		
ポ ー ツ						
ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ	ア	入場料を	<u>1,</u>	<u>2,</u>	<u>3,</u>	<u>60</u>
	マ	徴収しな	<u>65</u>	<u>85</u>	<u>60</u>	<u>0</u>
	チ	い場合(C)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
	ユ	入場料を	<u>3,</u>	<u>5,</u>	<u>7,</u>	<u>1,</u>
	ア	徴収する	<u>30</u>	<u>70</u>	<u>20</u>	<u>35</u>
ス	場合(D)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	

格 技 室 第 2 格 技 室	チ	い場合(A)			<u>0</u>	
	ユ	入場料を	<u>1,</u>	<u>3,</u>	<u>4,</u>	<u>80</u>
	ア	徴収する	<u>60</u>	<u>20</u>	<u>00</u>	<u>0</u>
	ス	場合(B)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
	ポ ー ツ					
ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 以 外	ア	入場料を	<u>3,</u>	<u>6,</u>	<u>8,</u>	<u>1,</u>
	マ	徴収しな	<u>80</u>	<u>40</u>	<u>30</u>	<u>60</u>
	チ	い場合(C)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	ユ	入場料を	<u>7,</u>	<u>12</u>	<u>16</u>	<u>3,</u>
	ア	徴収する	<u>60</u>	<u>,8</u>	<u>,6</u>	<u>30</u>
ス	場合(D)	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>0</u>	
大 会 議 室 兼 卓 球 室	ア	入場料を	<u>30</u>	<u>40</u>	<u>60</u>	<u>10</u>
	マ	徴収しな	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	チ	い場合(A)				
	ユ	入場料を	<u>60</u>	<u>80</u>	<u>1,</u>	<u>20</u>
	ア	徴収する	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>20</u>	<u>0</u>
ス	場合(B)			<u>0</u>		
ポ ー ツ						
ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ	ア	入場料を	<u>1,</u>	<u>1,</u>	<u>2,</u>	<u>40</u>
	マ	徴収しな	<u>10</u>	<u>90</u>	<u>40</u>	<u>0</u>
	チ	い場合(C)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
	ユ	入場料を	<u>2,</u>	<u>3,</u>	<u>4,</u>	<u>90</u>
	ア	徴収する	<u>20</u>	<u>80</u>	<u>80</u>	<u>0</u>
ス	場合(D)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>		

	ツ以外					
弓道場兼アーチェリー室	アマチュア	入場料を徴収しない場合(A)	30	45	60	15
			0	0	0	0
アーチェリー室	アマチュア	入場料を徴収する場合(B)	60	90	1,30	30
			0	0	20	0
小会議室	会議等	入場料を徴収しない場合(A)	30	45	60	15
			0	0	0	0
小会議室	会議等	入場料を徴収する場合(B)	60	90	1,30	30
			0	0	20	0

備考 (略)

2 第5条第1項ただし書の場合

(単位：円)

使用区分		使用料
トレーニング室	一般及び普通	1人1回につき 150
	回数券	11枚綴り 1,500
第1格技室	一般及び学生	1人1回につき 150
第2格技室	中学生以下	〃 70
弓道場兼アーチェリー		

	ツ以外					
弓道場兼アーチェリー室	アマチュア	入場料を徴収しない場合(A)	20	30	40	10
			0	0	0	0
アーチェリー室	アマチュア	入場料を徴収する場合(B)	40	60	80	20
			0	0	0	0
小会議室	会議等	入場料を徴収しない場合(A)	20	30	40	10
			0	0	0	0
小会議室	会議等	入場料を徴収する場合(B)	40	60	80	20
			0	0	0	0

備考 (略)

2 第5条第1項ただし書の場合

(単位：円)

使用区分		使用料
トレーニング室	一般及び普通	1人1回につき 100
	回数券	11枚綴り 1,000
第1格技室	一般及び学生	1人1回につき 100
第2格技室	中学生以下	〃 50
弓道場兼アーチェリー		

一室		
大会議 室兼卓 球室		

備考 (略)

3 設備備品使用の場合

(単位：円)

設備・備 品名	単位	入場料を	入場料を徴収
		徴収しな いとき	するとき
ステージ ライト	アマチ ュア	550	1,100
	アマチ ュア以 外	2,200	4,400
		0	

大会議 室兼卓 球室		
------------------	--	--

備考 (略)

3 設備備品使用の場合

(単位：円)

設備・備 品名	単位	アマチュ アスポー ツで入場 料を徴収 しないと き	アマチュアス ポーツで入場 料を徴収する とき及びアマ チュアスポー ツ以外のもの
		ボーダー ライト	1式1 回につ き
シーリン グライト	〃	370	750
ホリゾン トライト	〃	220	450
サイドス ポットラ イト	〃	370	750
サスペン ションラ イト	〃	220	450
アンプ マイク	(1台1 3回につ	1,120	2,250
		0	

放送設備	アマチ	1, 5 0	3, 0 0 0
	ユア	0	
	アマチ	6, 0 0	1 2, 0 0 0
	ユア以	0	
	外		
(略)			

備考

1 (略)

4 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	館内	館外
物品販売店	1店1日につき	9 0 0	4 5 0

本付)	き		
ワイヤレ	1本1	1 5 0	3 0 0
スマイク	回につ		
	き		
レコード	1台1	2 2 0	4 5 0
プレーヤ	回につ		
	き		
テープレ	〃	2 2 0	4 5 0
コーダー			
ピアノ	〃	1, 5 0	3, 0 0 0
		0	
いす (3	1脚1	2 0	3 0
人掛)	日につ		
	き		
いす (1	〃	1 0	1 5
人掛)			
机	〃	2 0	4 0
(略)			

備考

1 (略)

2 ピアノの使用料には、調律料を含まない。

4 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	館内	館外
物品販売店	1店1日につき	6 0 0	3 0 0

備考 (略)

5 (略)

6 冷房・暖房設備利用の場合

(単位：円)

使用区分		アマチュア スポーツ	アマチュア スポーツ以 外のもの
主 競 技場	冷房	1 階 主 競	1 時間につ き <u>2, 2</u>
		技場	<u>0 0</u>
		2 階 観 覧	” <u>6, 6</u> <u>0 0</u>
		席	” <u>1 3,</u> <u>2 0 0</u>
	暖房	1 階 主 競	” <u>8, 8</u> <u>0 0</u>
		技場	” <u>1 7,</u> <u>6 0 0</u>
		2 階 同 時 使 用	
		1 階 主 競	” <u>2, 0</u> <u>9 0</u>
		技場	” <u>4, 1</u> <u>8 0</u>
		2 階 観 覧	” <u>5, 5</u> <u>0 0</u>
席	” <u>1 1,</u> <u>0 0 0</u>		
1 階 2 階 同 時 使 用	” <u>7, 5</u> <u>9 0</u>	” <u>1 5,</u> <u>1 8 0</u>	
大 会 議 室 兼 卓 球 室	冷房	” <u>3 8 0</u>	” <u>7 7 0</u>
	暖房	” <u>5 5 0</u>	” <u>1, 1</u> <u>0 0</u>
小 会 議 室	冷房	” <u>6 0</u>	” <u>1 1 0</u>
	暖房	” <u>1 1 0</u>	” <u>2 2 0</u>

備考 (略)

5 (略)

6 冷房・暖房設備利用の場合

(単位：円)

使用区分		アマチュア スポーツ	アマチュア スポーツ以 外のもの
主 競 技場	冷房	1 階 主 競	1 時間につ き <u>2, 0</u>
		技場	<u>0 0</u>
		2 階 観 覧	” <u>6, 0</u> <u>0 0</u>
		席	” <u>1 2,</u> <u>0 0 0</u>
	暖房	1 階 主 競	” <u>8, 0</u> <u>0 0</u>
		技場	” <u>1 6,</u> <u>0 0 0</u>
		2 階 同 時 使 用	
		1 階 主 競	” <u>1, 9</u> <u>0 0</u>
		技場	” <u>3, 8</u> <u>0 0</u>
		2 階 観 覧	” <u>5, 0</u> <u>0 0</u>
席	” <u>1 0,</u> <u>0 0 0</u>		
1 階 2 階 同 時 使 用	” <u>6, 9</u> <u>0 0</u>	” <u>1 3,</u> <u>8 0 0</u>	
大 会 議 室 兼 卓 球 室	冷房	” <u>3 5 0</u>	” <u>7 0 0</u>
	暖房	” <u>5 0 0</u>	” <u>1, 0</u> <u>0 0</u>
小 会 議 室	冷房	” <u>5 0</u>	” <u>1 0 0</u>
	暖房	” <u>1 0 0</u>	” <u>2 0 0</u>

別表第2（第6条、第12条関係）

西条市ひうち体育館使用料

1 第5条第1項本文の場合

（単位：円）

使用区分	使用料
主競技場	1時間につき <u>440</u>
会議室・研修室1 ・研修室2	1室1時間につき <u>300</u>
和室1・和室2・ クラブ室	1室1時間につき <u>220</u>

備考（略）

2 第5条第1項ただし書の場合

（単位：円）

使用区分	使用料
トレーニング室	1人1回につき <u>150</u>

備考（略）

3 部分使用の場合

（単位：円）

使用区分	使用料
主競技場の部分を使用 する場合	2分の1以下1時間につき <u>220</u>

4 設備の使用の場合

（単位：円）

使用区分	使用料
シャワー	1回につき <u>100</u>

5 物品販売店設置の場合

（単位：円）

別表第2（第6条、第12条関係）

西条市ひうち体育館使用料

1 第5条第1項本文の場合

（単位：円）

使用区分	使用料
主競技場	1時間につき <u>400</u>
会議室・研修室1 ・研修室2	1室1時間につき <u>200</u>
和室1・和室2・ クラブ室	1室1時間につき <u>150</u>

備考（略）

2 第5条第1項ただし書の場合

（単位：円）

使用区分	使用料
トレーニング室	1人1回につき <u>100</u>
和室1 ・和室棋	囲碁・将 1組1回につき <u>50</u>
2	

備考（略）

3 部分使用の場合

（単位：円）

使用区分	使用料
主競技場の部分を使用 する場合	2分の1以下1時間につき <u>200</u>

使用区分	単位	使用料
物品販売店 (屋内)	1店1日に つき	900
物品販売店 (屋外)	1店1日に つき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

別表第3（第6条、第12条関係）

西条市西条西部体育館使用料

1 第5条第1項本文の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競技場	1時間につき 440
第1格技室・第2格技室	1室1時間につき 150

備考 (略)

2 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競技場	2分の1 面以下
	1時間につき 220

3 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	使用料
物品販売店 (屋内)	1店1日に つき	900

別表第3（第6条、第12条関係）

西条市西条西部体育館使用料

1 第5条第1項本文の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競技場	1時間につき 400
第1格技室・第2格技室	1室1時間につき 100

備考 (略)

2 第5条第1項ただし書の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
第1格技室・第2格技室	1人1回につき 50

備考 1回とは、入館から退館までをいう。

3 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競技場	2分の1 面以下
	1時間につき 200

物品販売店	1店1日に	450
(屋外)	つき	

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

別表第4（第6条、第12条関係）

西条市東予体育館使用料

1 第5条第1項の場合

(単位：円)

区分	使用時間	9	1	1	備考	
		時	時	時		
		1	2	7	1	
		時	時	時	時	
		～	～	～	～	
		1	1	2	2	
		2	1	2	2	
		時	時	時	時	
主全ア入場一般・ 競面マ料を学生 技使チ徴収 場用ユしな のアイ場 場ス合 合ポ ー ツ	中学生 以下	1	3	3	6	個人使 用の場 合 一般・ 学生 1人1 回につ き 1 50 中学生
		9	3	3	0	
		8	0	0		
		0	0	0		
		9	1	1	3	
		9			3	
	中学生 以下	5	9	9	1	以下 1人1 回につ き 7 0
		9	9	9	9	
		4	0	0	8	
		0	0	0	0	
		2	4	4	9	
					9	
中学生 以下	9	9	9	0		
	7	5	5			
	0	0	0			

別表第4（第6条、第12条関係）

西条市東予体育館使用料

(単位：円)

区分	使用時間	9	1	1	備考	
		時	時	時		
		1	2	7	1	
		時	時	時	時	
		～	～	～	～	
		1	1	2	2	
		2	1	2	2	
		時	時	時	時	
主全ア入場一般・ 競面マ料を学生 技使チ徴収 場用ユしな のアイ場 場ス合 合ポ ー ツ	中学生 以下	1	3	3	6	個人使 用の場 合 一般・ 学生 1人1 回につ き 1 00 中学生
		8	0	0	0	
		0	0	0		
		0	0	0		
		9	1	1	3	
		0			0	
	中学生 以下	5	9	9	1	以下 1人1 回につ き 5 0
		4	0	0	8	
		0	0	0	0	
		0	0	0	0	
		2	4	4	9	
					0	
中学生 以下	7	5	5			
	0	0	0			
	0	0	0			

		(略)					
卓球 場使 用 の 場 合 ポ ー ツ	ア	入場料を徴収 しない場合	4 5 0 0	6 0 0 0	9 0 0 0	1 5 0 0	個人使 用の場 合
	ユ	入場料を徴収 する場合	9 0 0	1 , 0 0	1 , 0 0	3 0 0	一般・ 学生 1人1 回につ き 1 50
	マ	入場料を徴収 しない場合	1 6 5 0	2 8 5 0	3 6 0 0	6 0 0 0	中学生 以下 1人1 回につ き 7 0
	ス	入場料を徴収 する場合	3 3 0 0	5 7 0 0	7 2 0 0	1 3 0 0	0 3 5
		(略)					
トレー ニング 室	普通		1人1回に つき 150				
	回数券		11枚綴 1,500				
会議室		1室につき 1時間当た り 150					
放送設 備	アマ	入場料を 徴収しな い場合	一回につき 1,500				
	ア	入場料を 徴収する 場合	一回につき 3,000				

		(略)						
卓球 場使 用 の 場 合 ポ ー ツ	ア	入場料を徴収 しない場合	3 0 0	4 0 0	6 0 0	1 0 0	個人使 用の場 合	
	ユ	入場料を徴収 する場合	6 0 0	8 0 0	1 , 2 0	2 0 0	一般・ 学生 1人1 回につ き 1 00	
	マ	入場料を徴収 しない場合	1 1 0 0	1 9 0 0	2 4 0 0	4 0 0 0	中学生 以下 1人1 回につ き 5 0	
	ス	入場料を徴収 する場合	2 2 0 0	3 8 0 0	4 8 0 0	9 0 0 0	0 0 0	
		(略)						
トレー ニング 室	普通		1人1回に つき 100					
	回数券		11枚綴 1,000					
会議室		1室につき 1時間当た り 100						
放送設備		1 , 0 0 0			1 , 0 0 0	1 , 0 0 0	3 0 0 0	入場料 を徴収 する場 合はそ れぞれ 2倍の

アマチュア以外	入場料を一回につき徴収しない場合	6,000
アマチュア以外	入場料を一回につき徴収する場合	12,000
シャワー	一回につき	100

備考 (略)

2 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	使用料
物品販売店 (屋内)	1店1日につき	900
物品販売店 (屋外)	1店1日につき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

別表第5 (第6条、第12条関係)

西条市丹原体育館使用料

1 第5条第1項の場合

(単位：円)

区分	使用料	備考
全面使用の場合	1時間につき 660	個人使用の場合 一般・学生1人
2分の1以下の部分を使用する場合	1時間につき 330	1回につき 150 中学生以下1人 1回につき 70

備考 (略)

2 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	使用料
------	----	-----

					額
--	--	--	--	--	---

備考 (略)

別表第5 (第6条、第12条関係)

西条市丹原体育館使用料

(単位：円)

区分	使用料	備考
全面使用の場合	1時間につき 600	個人使用の場合 一般・学生1人
2分の1以下の部分を使用する場合	1時間につき 300	1回につき 100 中学生以下1人 1回につき 50

備考 (略)

物品販売店 (屋内)	1店1日に つき	900
物品販売店 (屋外)	1店1日に つき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

別表第6 (第6条、第12条関係)

西条市小松体育館使用料

1 第5条第1項の場合

(単位：円)

区分	使用料	備考
大 競 技 場	全面使 用の場 合	1時間につ き 660 個人使用の場合 一般・学生1人 1回につき 1
	2分の 1以下 の部分 を使用 する場 合	1時間につ き 330 中学生以下1人 1回につき 7 0
小競技場	1時間につ き 150	

備考 (略)

2 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	使用料
物品販売店 (屋内)	1店1日に つき	900
物品販売店 (屋外)	1店1日に つき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

別表第6 (第6条、第12条関係)

西条市小松体育館使用料

(単位：円)

区分	使用料	備考
大 競 技 場	全面使 用の場 合	1時間につ き 600 個人使用の場合 一般・学生1人 1回につき 1
	2分の 1以下 の部分 を使用 する場 合	1時間につ き 300 中学生以下1人 1回につき 5 0
小競技場	1時間につ き 100	

備考 (略)

(西条市武道場設置及び管理条例の一部改正)

第7条 西条市武道場設置及び管理条例(平成16年西条市条例第100号)の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第6条、第12条関係） 1 第5条第1項の場合			別表（第6条、第12条関係）		
区分	使用料	備考	区分	使用料	備考
西条市小松 武道館	1時間につき <u>8</u> <u>00円</u>	(略)	西条市小松 武道館	1時間につき <u>7</u> <u>40円</u>	(略)
2 物品販売店設置の場合					
使用区分	単位	使用料			
物品販売店 (屋内)	1店1日に つき	<u>900円</u>			
物品販売店 (屋外)	1店1日に つき	<u>450円</u>			
備考 物品販売面積は、1店につき <u>3</u> <u>平方メートル以下とする。</u>					

(西条市野球場設置及び管理条例の一部改正)

第8条 西条市野球場設置及び管理条例（平成16年西条市条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第6条、第12条関係） 野球場使用料				別表第1（第6条、第12条関係） 野球場使用料			
使用区分		使用料		使用区分		使用料	
入場料を職業 徴収する 場合	一般・学生	1時間につき	<u>9,000円</u>	入場料を職業 徴収する 場合	一般・学生	1時間につき	<u>6,000円</u>
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	<u>900円</u>		小学生・中学生・高校生	1時間につき	<u>600円</u>

入場料を徴収しない場合	職業	1時間につき	1,570円
	一般・学生	1時間につき	600円
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	220円
練習に使用する場合	職業	1時間につき	1,120円
	一般・学生	1時間につき	300円
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	150円
ピッチング場のみ使用の場合		1面4時間につき	100円

備考 (略)

別表第2 (第6条、第12条関係)

設備使用料

使用区分	使用料	
照明施設	1時間につき	3,000円
拡声装置	1時間につき	300円
スコアボード	1試合につき	600円
シャワー	1回につき	100円

備考 (略)

別表第3 (第6条、第12条関係)

物品販売店設置の場合

使用区分	単位	使用料
物品販売店	1日につき	900円

備考 (略)

入場料を徴収しない場合	職業	1時間につき	1,050円
	一般・学生	1時間につき	400円
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	150円
練習に使用する場合	職業	1時間につき	750円
	一般・学生	1時間につき	200円
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	100円
ピッチング場のみ使用の場合		1面につき	100円

備考 (略)

別表第2 (第6条、第12条関係)

設備使用料

使用区分	使用料	
照明施設	1時間につき	2,000円
拡声装置	1時間につき	200円
スコアボード	1試合につき	400円

備考 (略)

別表第3 (第6条、第12条関係)

物品販売店設置の場合

使用区分	単位	使用料
物品販売店	1日につき	600円

備考 (略)

(西条市陸上競技場設置及び管理条例の一部改正)

第9条 西条市陸上競技場設置及び管理条例 (平成16年西条市条例第102号) の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前						
別表第1（第6条、第12条関係） 第5条第1項本文の場合				別表第1（第6条、第12条関係） 第5条第1項本文の場合						
使用区分		単位	使用料	使用区分		単位	使用料			
トラック・フィールド	アマチュアスポーツ	入場料	1時間	2,250円	トラック・フィールド	アマチュアスポーツ	入場料	1時間	1,500円	
		を徴収につき		0円			を徴収につき		0円	
		しないとき(A)	1日につき	15,000円			しないとき(A)	1日につき	10,000円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収するとき(B)	1時間	4,500円	アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収するとき(B)	1時間	3,000円		
			を徴収につき				0円	を徴収につき		0円
			1日につき	30,000円			1日につき	20,000円		
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収するとき(D)	1時間	4,500円	アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収するとき(D)	1時間	3,000円			
		を徴収につき				0円	を徴収につき		0円	
		1日につき	30,000円			1日につき	20,000円			
本部室・会議室1・会議室2	1室1時間につき	1室1時間につき	700円	本部室・会議室1・会議室2	1室1時間につき	1室1時間につき	500円			
		1室1日につき	4500円			1室1日につき	3000円			
備考（略） 別表第2（第6条、第12条関係（第5条第1項ただし書の場合））				備考（略） 別表第2（第6条、第12条関係（第5条第1項ただし書の場合））						

使用区分			単位	使用料
ト ラ ッ ク	一 般 及 び学生	普 通	1 人	<u>1 5 0 円</u>
			1 回	
	回 数	1 1		<u>1, 5 0</u>
		券 枚綴		<u>0 円</u>
高 校 生 以 下	普 通	1 人	<u>7 0 円</u>	
		1 回		
回 数	1 1		<u>7 0 0 円</u>	
	券 枚綴			

備考 (略)

別表第3 (設備・備品使用の場合) (第6条、第12条関係)

使用区分	単位	使用料
写 真 判 定 装 置	1 式 1 日 に つ き	<u>3, 0 0 0</u> 円
放 送 設 備	1 式 1 日 に つ き	<u>1, 5 0 0</u> 円
(略)		

別表第5 (冷房・暖房設備使用の場合) (第6条、第12条関係)

使用区分		単位	使用料
本 部 室	冷・暖房	1 室 1 時 間 に つ き	<u>4 0 円</u>
会 議 室 1			
会 議 室 2			

使用区分			単位	使用料
ト ラ ッ ク	一 般 及 び学生	普 通	1 人	<u>1 0 0 円</u>
			1 回	
	回 数	1 1		<u>1, 0 0</u>
		券 枚綴		<u>0 円</u>
高 校 生 以 下	普 通	1 人	<u>5 0 円</u>	
		1 回		
回 数	1 1		<u>5 0 0 円</u>	
	券 枚綴			

備考 (略)

別表第3 (設備・備品使用の場合) (第6条、第12条関係)

使用区分	単位	使用料
写 真 判 定 装 置	1 式 1 日 に つ き	<u>2, 0 0 0</u> 円
放 送 設 備	1 式 1 日 に つ き	<u>1, 0 0 0</u> 円
(略)		

別表第5 (冷房・暖房設備使用の場合) (第6条、第12条関係)

使用区分		単位	使用料
本 部 室	冷・暖房	1 室 1 時 間 に つ き	<u>3 0 円</u>
会 議 室 1			
会 議 室 2			

(西条市プール設置及び管理条例の一部改正)

第10条 西条市プール設置及び管理条例 (平成16年西条市条例第103号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表 (第5条、第10条関係)	別表 (第5条、第10条関係)

使用料			使用料		
個人	大人	1人1回 <u>450円</u>	個人	大人	1人1回 <u>300円</u>
	高校生・中学生	1人1回 <u>300円</u>		高校生・中学生	1人1回 <u>200円</u>
	小学生	1人1回 <u>150円</u>		小学生	1人1回 <u>100円</u>
団体	引率者のある30人以上の小学生	1人1回 <u>120円</u>	団体	引率者のある30人以上の小学生	1人1回 <u>80円</u>

(西条市丹原B & G海洋センターの設置及び管理条例の一部改正)

第11条 西条市丹原B & G海洋センターの設置及び管理条例（平成16年西条市条例第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第7条、第14条関係）			別表（第7条、第14条関係）		
1 プール使用料			1 プール使用料		
区分	使用料（2時間以内）		区分	使用料（2時間以内）	
幼児	<u>150円</u>		幼児	<u>100円</u>	
小・中学生	<u>300円</u>		小・中学生	<u>200円</u>	
高校生・一般	<u>450円</u>		高校生・一般	<u>300円</u>	
備考（略）			備考（略）		
2 物品販売店設置の場合			2 備品使用料		
使用区分	単位	使用料	区分	使用登録料	使用料（1回につき）
物品販売店（屋内）	1店1日につき	<u>900円</u>	水中モーターシステム者	無料	<u>300円</u>
物品販売店（屋外）	1店1日につき	<u>450円</u>	市内に住所を有する者		
備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。			市内に住所を有しない者	1,000円	<u>300円</u>
				<u>0円</u>	
			備考 使用登録料は、年度単位とする。		

(西条市テニスコート設置及び管理条例の一部改正)

第12条 西条市テニスコート設置及び管理条例(平成16年西条市条例第105号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第6条、第12条関係) テニスコート使用料					別表(第6条、第12条関係) テニスコート使用料				
名称	使用区分			使用料	名称	使用区分			使用料
西条市西条市民公園テニスコート	テニスコート	1面	一般・学生	<u>300</u>	西条市西条市民公園テニスコート	テニスコート	1面	一般・学生	<u>200</u>
				円					円
西条市西条西部公園テニスコート	テニスコート	1時間	小学生以下・中学生・高校生	<u>150</u>	西条市西条西部公園テニスコート	テニスコート	1時間	小学生以下・中学生・高校生	<u>100</u>
				円					円
西条市東予運動公園テニスコート	テニスコート	1面	一般・学生	<u>300</u>	西条市東予運動公園テニスコート	テニスコート	1面	一般・学生	<u>200</u>
				円					円
西条市東予運動公園テニスコート	テニスコート	1時間	小学生以下・中学生・高校生	<u>150</u>	西条市東予運動公園テニスコート	テニスコート	1時間	小学生以下・中学生・高校生	<u>100</u>
				円					円
(略)					(略)				
西条市丹原総合公園テニスコート	テニスコート	1面	一般・学生	<u>300</u>	西条市丹原総合公園テニスコート	テニスコート	1面	一般・学生	<u>200</u>
				円					円
西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1時間	小学生以下・中学生・高校生	<u>150</u>	西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1時間	小学生以下・中学生・高校生	<u>100</u>
				円					円
西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1面	一般・学生	<u>300</u>	西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1面	一般・学生	<u>200</u>
				円					円
西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1時間	小学生以下・中学生・高校生	<u>150</u>	西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1時間	小学生以下・中学生・高校生	<u>100</u>
				円					円
西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1面	一般・学生	<u>300</u>	西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1面	一般・学生	<u>200</u>
				円					円
西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1時間	小学生以下・中学生・高校生	<u>150</u>	西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1時間	小学生以下・中学生・高校生	<u>100</u>
				円					円
西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1面	一般・学生	<u>300</u>	西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1面	一般・学生	<u>200</u>
				円					円
西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1時間	小学生以下・中学生・高校生	<u>150</u>	西条市小松中央公園テニスコート	テニスコート	1時間	小学生以下・中学生・高校生	<u>100</u>
				円					円

園テニス照明 コート 施設		円	園テニス照明 コート 施設		円
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

(西条市有料公園施設設置及び管理条例の一部改正)

第13条 西条市有料公園施設設置及び管理条例(平成16年西条市条例第106号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第2(第4条関係)						別表第2(第4条関係)							
公園名	有料公園施設の名称	使用料				公園名	有料公園施設の名称	使用料					
西条市西条市民公園	多目的広場	1時間半	一般・学生	<u>280</u>	円	西条市西条市民公園	多目的広場	1時間半	一般・学生	<u>250</u>	円		
			小学生以下・中学生・高校生	<u>130</u>	円				西条市西条市民公園	1時間半	小学生以下・中学生・高校生	<u>120</u>	円
			全面	<u>550</u>	円						西条市西条市民公園	1時間半	全面
		小学生以下・中学生・高校生	<u>260</u>	円	西条市西条市民公園	1時間半		小学生以下・中学生・高校生					<u>240</u>
		夜間照明施設	<u>520</u>	円				西条市西条市民公園	1時間半	夜間照明施設			<u>350</u>
		1時間	<u>050</u>	円						西条市西条市民公園	1時間半	全面	<u>700</u>
	シャワー	一回につき	<u>100</u>	円	西条市西条市民公園	1時間半	1時間					<u>000</u>	円
	二		<u>000</u>	円			西条市西条市民公園	1時間半					
	多目的広場	1時間半	一般・学生	<u>280</u>					円	西条市西条市民公園	1時間半	一般・学生	<u>250</u>
	多目的広場	1時間半	小学生以下	<u>130</u>	円	西条市西条市民公園			1時間半			小学生以下	<u>120</u>
多目的広場	1時間半				西条市西条市民公園		1時間半						

部公 園				・中学生・ 高校生	<u>0円</u>	
				全 面	一般・学生	<u>55</u> <u>0円</u>
					小学生以下	<u>26</u>
					・中学生・ 高校生	<u>0円</u>
	夜間 照明 施設 1時 間	半面		<u>52</u> <u>0円</u>		
			全面	<u>1,</u> <u>05</u> <u>0円</u>		
	物品販 売店（ 屋外）	1店1日につき		<u>45</u> <u>0円</u>		
	西条 市神 戸公 園	夜間照 明施設 （多目 的広場 ）	1時間		<u>52</u> <u>0円</u>	
	西条 市石 井記 念公 園	夜間照 明施設 （多目 的広場 ）	1時間		<u>52</u> <u>0円</u>	
西条 市東 予運 動公 園	多目的 広場	1時 間	半 面	一般・学生	<u>28</u> <u>0円</u>	
				小学生以下	<u>13</u>	
				・中学生・ 高校生	<u>0円</u>	
				全面	一般・学生	<u>55</u> <u>0円</u>
				小学生以下	<u>26</u> <u>0円</u>	
部公 園				・中学生・ 高校生	<u>0円</u>	
				全 面	一般・学生	<u>50</u> <u>0円</u>
					小学生以下	<u>24</u>
					・中学生・ 高校生	<u>0円</u>
	夜間 照明 施設 1時 間	半面		<u>35</u> <u>0円</u>		
			全面	<u>70</u> <u>0円</u>		
	西条 市神 戸公 園	夜間照 明施設 （多目 的広場 ）	1時間		<u>35</u> <u>0円</u>	
	西条 市石 井記 念公 園	夜間照 明施設 （多目 的広場 ）	1時間		<u>35</u> <u>0円</u>	
西条 市東 予運 動公 園	多目的 広場	1時 間	半 面	一般・学生	<u>25</u> <u>0円</u>	
				小学生以下	<u>12</u>	
				・中学生・ 高校生	<u>0円</u>	
				全面	一般・学生	<u>50</u> <u>0円</u>
				小学生以下	<u>24</u> <u>0円</u>	
				・中学生・ 高校生	<u>0円</u>	

球技場	1時間	一般・学生		1, 10 0円	球技場	1時間	一般・学生		75 0円		
		小学生以下 ・中学生・ 高校生		55 0円			小学生以下 ・中学生・ 高校生		37 0円		
		(略)					(略)				
海浜広 場	テン トサ イト	1張り1日につ		15 0円	海浜広 場	テン トサ イト	1張り1日につ		10 0円		
		貸し テン ト	1	10人用			2, 25 0円	貸し テン ト	1	10人用	1, 50 0円
			1	6人用			1, 50 0円		1	6人用	1, 00 0円
		1	日 に つ き					1	日 に つ き		
物品販 売店（ 屋外）	1店1日につき		45 0円								
西条 市丹 原総 合公 園	多目的 広場	1時 間	半 面	一般・学生	28 0円	西条 市丹 原総 合公 園	多目的 広場	1時 間	半 面	一般・学生	25 0円
				小学生以下 ・中学生・ 高校生	13 0円					小学生以下 ・中学生・ 高校生	12 0円
		全 面	一般・学生	55 0円	全 面			一般・学生	50 0円		
			小学生以下 ・中学生・ 高校生	26 0円				小学生以下 ・中学生・ 高校生	24 0円		
	夜間 照明 施設	半 面			52 0円	夜間 照明 施設	半 面			35 0円	
			全 面		1, 05			全 面		70 0円	
1時					1時						

		間			0円
	物品販	1店1日につき			45
	売店（				0円
	屋外）				
西条市小松中央公園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	28
					0円
				小学生以下 ・中学生・ 高校生	13
					0円
		全面		一般・学生	55
				0円	
				小学生以下 ・中学生・ 高校生	26
					0円
		夜間	半面		52
		照明			0円
	施設	全面		1,	
	1時間			05	
				0円	
	物品販	1店1日につき			45
	売店（				0円
	屋外）				
グラウンドゴルフ場	市内高校生以下	個人	1人	1日	15
				につき	0円
		団体（15人以上）	1人	1日	10
				につき	0円
年間利用者	1人	1年	7,		
				50	

		間			
西条市小松中央公園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	25
					0円
				小学生以下 ・中学生・ 高校生	12
					0円
		全面		一般・学生	50
				0円	
				小学生以下 ・中学生・ 高校生	24
					0円
		夜間	半面		35
		照明			0円
	施設	全面		70	
	1時間			0円	
交通広場	ゴーカート	1台30分につき		10	
				0円	
グラウンドゴルフ場	市内高校生以下	個人	1人	1日	10
				につき	0円
		団体（15人以上）	1人	1日	70
				につき	円
年間利用者	1人	1年	5,		
				00	

		間 に つき	0 円
上 記 以 外	個人	1 人	3 0
		1 日	0 円
		に つ き	
団 体 (1 5 人 以 上)	1 人	1 日	2 2
		1 日	0 円
		に つ き	
年 間 利 用 者	1 人	1 年	1 5
		間 に	, 0
		つ き	0 0 円
市 外 高 校 生 以 下	個人	1 人	2 2
		1 日	0 円
		に つ き	
団 体 (1 5 人 以 上)	1 人	1 日	1 8
		1 日	0 円
		に つ き	
年 間 利 用 者	1 人	1 年	1 1
		間 に	, 2
		つ き	5 0 円
上 記 以 外	個人	1 人	4 5
		1 日	0 円
		に つ き	
団 体 (1 5 人 以 上)	1 人	1 日	3 7
		1 日	0 円
		に つ き	
年 間 利 用	1 人		2 2

		間 に つき	0 円
上 記 以 外	個人	1 人	2 0
		1 日	0 円
		に つ き	
団 体 (1 5 人 以 上)	1 人	1 日	1 5
		1 日	0 円
		に つ き	
年 間 利 用 者	1 人	1 年	1 0
		間 に	, 0
		つ き	0 0 円
市 外 高 校 生 以 下	個人	1 人	1 5
		1 日	0 円
		に つ き	
団 体 (1 5 人 以 上)	1 人	1 日	1 2
		1 日	0 円
		に つ き	
年 間 利 用 者	1 人	1 年	7,
		間 に	5 0
		つ き	0 円 —
上 記 以 外	個人	1 人	3 0
		1 日	0 円
		に つ き	
団 体 (1 5 人 以 上)	1 人	1 日	2 5
		1 日	0 円
		に つ き	
年 間 利 用	1 人		1 5

			者	1年	, 5				者	1年	, 0
				間	00					間	00
				つき	円					つき	円
		クラ	1セットにつき		15			クラ	1セットにつき		10
		ブ・			0円			ブ・			0円
		ボー						ボー			
		ル						ル			
西条市根ふれあい公園	夜間照明施設(多目的広場)	1時間			52		西条市根ふれあい公園	夜間照明施設(多目的広場)	1時間		35
					0円						0円
備考						備考					
1、2 (略)						1、2 (略)					
3 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。											

(西条市屋内運動場設置及び管理条例の一部改正)

第14条 西条市屋内運動場設置及び管理条例(平成20年西条市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第6条、第12条関係)					別表第1(第6条、第12条関係)				
1 主競技場					1 主競技場				
(1) 市内の利用者					(1) 市内の利用者				
ア 全面使用					ア 全面使用				
使用区分	単価	使用料			使用区分	単価	使用料		
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般	1時間につき	6,000	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般	1時間につき	4,000
		学生	半日につき	21,000			学生	半日につき	14,000
				0					0
			1日につき	36,000				1日につき	24,000
				0					0

	高校 生以 下	1時間につ き	3,000	
		半日につ き	10,500	
		1日につ き	18,000	
入場 料を 徴収 する とき	一般 ・学 生	1時間につ き	12,000	
		半日につ き	42,000	
		1日につ き	72,000	
	高校 生以 下	1時間につ き	6,000	
		半日につ き	21,000	
		1日につ き	36,000	
アマ チュ アス ポー ツ以 外の もの	入場料を 徴収しな いとき	1時間につ き	12,000	
		半日につ き	42,000	
		1日につ き	72,000	
	入場料を 徴収する とき	1時間につ き	24,000	
		半日につ き	84,000	
		1日につ き	144,000	

イ 部分使用の場合

使用区分	単位	使用料 (円)		
		A面又 はB面	C面又 はD面	E面又 はF面
アマ入一般	1時間	1,	1,	30

	高校 生以 下	1時間につ き	2,000	
		半日につ き	7,000	
		1日につ き	12,000	
入場 料を 徴収 する とき	一般 ・学 生	1時間につ き	8,000	
		半日につ き	28,000	
		1日につ き	48,000	
	高校 生以 下	1時間につ き	4,000	
		半日につ き	14,000	
		1日につ き	24,000	
アマ チュ アス ポー ツ以 外の もの	入場料を 徴収しな いとき	1時間につ き	8,000	
		半日につ き	28,000	
		1日につ き	48,000	
	入場料を 徴収する とき	1時間につ き	16,000	
		半日につ き	56,000	
		1日につ き	96,000	

イ 部分使用の場合

使用区分	単位	使用料 (円)		
		A面又 はB面	C面又 はD面	E面又 はF面
アマ入一般	1時間	1,	80	20

チュ ア ポ ツ	場 を 徴 収 し な い	・学	につき	5 0	2 0	0	
		生		0	0		
			半日に つき	5,	4,	1,	
			2 5	2 0	0 5		
			0	0	0		
		1日に つき	9,	7,	1,		
			0 0	2 0	8 0		
			0	0	0		
		と	高 校	1 時間	7 5	6 0	1 5
		き	生 以	につき	0	0	0
		下	半日に つき	2,	2,	5 2	
				6 2	1 0	0	
				0	0		
			1日に つき	4,	3,	9 0	
				5 0	6 0	0	
				0	0		
アマ チュ ア ポ ツ 以 外 の も の	入 場 料 を 徴 収 し ない と 時 刻	1 時間 につき	1 時間	3,	2,	6 0	
				0 0	4 0	0	
				0	0		
	以 外 の も の	半日に つき		1 0	8,	2,	
				, 5	4 0	1 0	
				0 0	0	0	
以 外 の も の	1日に つき		1 8	1 4	3,		
			, 0	, 4	6 0		
			0 0	0 0	0		

チュ ア ポ ツ	場 を 徴 収 し な い	・学	につき	0 0	0	0	
		生		0			
			半日に つき	3,	2,	7 0	
			5 0	8 0	0		
			0	0			
		1日に つき	6,	4,	1,		
			0 0	8 0	2 0		
			0	0	0		
		と	高 校	1 時間	5 0	4 0	1 0
		き	生 以	につき	0	0	0
		下	半日に つき	1,	1,	3 5	
				7 5	4 0	0	
				0	0		
			1日に つき	3,	2,	6 0	
				0 0	4 0	0	
				0	0		
アマ チュ ア ポ ツ 以 外 の も の	入 場 料 を 徴 収 し ない と 時 刻	1 時間 につき	1 時間	2,	1,	4 0	
				0 0	6 0	0	
				0	0		
	以 外 の も の	半日に つき		7	5,	1,	
				, 0	6 0	4 0	
				0 0	0	0	
以 外 の も の	1日に つき		1 2	9	2,		
			, 0	, 6	4 0		
			0 0	0 0	0		

(2) 市外の利用者

ア 全面使用

使用区分			単価	使用料
ア マ チュ ア ポ	入 場 料 を 徴 収 し ない と 時 刻	一般	1 時間につ	9, 0 0 0
		・学		
		生	半日につ	3 1, 5 0 0
		1日につ	5 4, 0 0 0	
ス キ ポ	高 校 生 以 下	高 校	1 時間につ	4, 5 0 0
		生 以 下	半日につ	1 5, 7 5 0

(2) 市外の利用者

ア 全面使用

使用区分			単価	使用料
ア マ チュ ア ポ	入 場 料 を 徴 収 し ない と 時 刻	一般	1 時間につ	6, 0 0 0
		・学		
		生	半日につ	2 1, 0 0 0
		1日につ	3 6, 0 0 0	
ス キ ポ	高 校 生 以 下	高 校	1 時間につ	3, 0 0 0
		生 以 下	半日につ	1 0, 5 0 0

一 ツ	入場料を徴収するとき	一般・学生	1日につき	27,000
			1時間につき	18,000
			半日につき	63,000
		高校生以下	1日につき	108,000
			1時間につき	9,000
			半日につき	31,500
		1日につき	54,000	
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき	一般	1時間につき	18,000
			半日につき	63,000
			1日につき	108,000
			0	
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収するとき	一般	1時間につき	36,000
			半日につき	126,000
			1日につき	216,000
			0	

一 ツ	入場料を徴収するとき	一般・学生	1日につき	18,000
			1時間につき	12,000
			半日につき	42,000
		高校生以下	1日につき	72,000
			1時間につき	6,000
			半日につき	21,000
		1日につき	36,000	
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき	一般	1時間につき	12,000
			半日につき	42,000
			1日につき	72,000
			0	
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収するとき	一般	1時間につき	24,000
			半日につき	84,000
			1日につき	144,000
			0	

イ 部分使用の場合

使用区分	単位	使用料 (円)		
		A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般	1時間につき	2,145
			半日につき	7,615
				0

イ 部分使用の場合

使用区分	単位	使用料 (円)		
		A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般	1時間につき	1,130
			半日につき	5,415
				0

		1日につき	13,500	10,800	2,700
高校生以下	1時間につき	1時間につき	1,900	220	
		半日につき	3,900	780	
		1日につき	6,750	1,400	1,350
			0	0	0
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき	1時間につき	4,500	3,600	900
		半日につき	1,500	1,200	300
		1日につき	2,700	2,100	600

		1日につき	9,000	7,200	1,800
高校生以下	1時間につき	1時間につき	750	600	150
		半日につき	2,600	2,100	500
		1日につき	4,500	3,600	900
			0	0	0
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき	1時間につき	3,000	2,400	600
		半日につき	1,000	800	200
		1日につき	1,800	1,400	400

(3) 合宿を目的とする利用者で市内に宿泊するもの
ア 全面使用

(3) 合宿を目的とする利用者で市内に宿泊するもの
ア 全面使用

使用区分	単価	使用料	
アマチュアスポーツ	一般学生	1時間につき	7,200
		半日につき	25,200
		1日につき	43,200
高校生以下	高校生	1時間につき	3,600
		半日につき	12,600
		1日につき	21,600
アマチュアスポーツ	1時間につき	14,400	

使用区分	単価	使用料	
アマチュアスポーツ	一般学生	1時間につき	4,800
		半日につき	16,800
		1日につき	28,800
高校生以下	高校生	1時間につき	2,400
		半日につき	8,400
		1日につき	14,400
アマチュアスポーツ	1時間につき	9,600	

外のもの	半日につき	50,400
	1日につき	86,400

外のもの	半日につき	33,600
	1日につき	57,600

イ 部分使用の場合

使用区分	単位	使用料(円)			
		A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面	
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	1,800	1,400	3,600
		半日につき	6,300	5,000	1,200
		1日につき	10,800	8,600	2,100
アマチュアスポーツ	高校生以下	1時間につき	900	720	180
		半日につき	3,150	2,500	630
		1日につき	5,400	4,300	1,000
アマチュアスポーツ以外のもの	一般・学生	1時間につき	3,600	2,800	7,200
		半日につき	12,600	10,800	2,500
		1日につき	21,600	17,600	4,300

イ 部分使用の場合

使用区分	単位	使用料(円)			
		A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面	
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	1,200	960	2,400
		半日につき	4,200	3,300	840
		1日につき	7,200	5,700	1,400
アマチュアスポーツ	高校生以下	1時間につき	600	480	120
		半日につき	2,100	1,600	420
		1日につき	3,600	2,800	720
アマチュアスポーツ以外のもの	一般・学生	1時間につき	2,400	1,900	4,800
		半日につき	8,400	6,700	1,600
		1日につき	14,400	11,600	2,800

(4) 合宿を目的とする利用者で市外に宿泊するもの

ア 全面使用

使用区分	単価	使用料
アマチュアスポーツ	1時間につき	24,000
	半日につき	84,000
	1日につき	144,000
アマチュアスポーツ	1時間につき	12,000
	半日につき	42,000
	1日につき	72,000

(4) 合宿を目的とする利用者で市外に宿泊するもの

ア 全面使用

使用区分	単価	使用料
アマチュアスポーツ	1時間につき	16,000
	半日につき	56,000
	1日につき	96,000
アマチュアスポーツ	1時間につき	8,000
	半日につき	28,000
	1日につき	48,000

アマチュ	1時間につき	48,000
アスポー	半日につき	168,000
ツ以外のもの	1日につき	288,000

アマチュ	1時間につき	32,000
アスポー	半日につき	112,000
ツ以外のもの	1日につき	192,000

イ 部分使用の場合

使用区分	単位	使用料 (円)			
		A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面	
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	6,000	4,800	1,200
		半日につき	21,000	16,800	4,200
		1日につき	36,000	28,800	7,200
	高校以下	1時間につき	3,000	2,400	600
		半日につき	10,500	8,400	2,100
		1日につき	18,000	14,400	3,600
	アマチュアスポーツ以外のもの	1時間につき	12,000	9,600	2,400
		半日につき	42,000	33,600	8,400
		1日につき	72,000	57,600	14,400

イ 部分使用の場合

使用区分	単位	使用料 (円)			
		A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面	
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	4,000	3,200	800
		半日につき	14,000	11,200	2,800
		1日につき	24,000	19,200	4,800
	高校以下	1時間につき	2,000	1,600	400
		半日につき	7,000	5,600	1,400
		1日につき	12,000	9,600	2,400
	アマチュアスポーツ以外のもの	1時間につき	8,000	6,400	1,600
		半日につき	28,000	22,400	5,600
		1日につき	48,000	38,400	9,600

2 照明施設

(単位：円)

単位	全面使用の場合の使用料	部分使用の場合の使用料		
		A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
1時間につき	3,000	750	600	150

3 会議室

単位	使用料(円)		
	会議室1	会議室2 又は3	会議室4
1時間につき	150	300	220
半日につき	520	1,050	780
1日につき	900	1,800	1,350

備考 (略)

別表第2(第6条、第12条関係)

トレーニング室

	単位	使用料(円)
	1人1回につき	150
	回数券11枚	1,500

別表第3(第6条、第12条関係)

設備、備品

区分	単位	使用料(円)
放送施設	一式1回につき	1,500
ピッチングマ	1台1回につき	1,500

2 照明施設

(単位：円)

単位	全面使用の場合の使用料	部分使用の場合の使用料		
		A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
1時間につき	2,000	500	400	100

3 会議室

単位	使用料(円)		
	会議室1	会議室2 又は3	会議室4
1時間につき	100	200	150
半日につき	350	700	520
1日につき	600	1,200	900

備考 (略)

別表第2(第6条、第12条関係)

トレーニング室

使用区分	単位	使用料(円)
一般・学生	1人1回につき	100
	回数券11枚	1,000
高校生以下	1人1回につき	50

別表第3(第6条、第12条関係)

設備、備品

区分	単位	使用料(円)
放送施設	一式1回につき	1,000
ピッチングマ	1台1回につき	1,000

シン	つき		シン	つき	
シャワー	1回につき	100			
別表第4（第6条、第12条関係） 物品販売店の設置			別表第4（第6条、第12条関係） 物品販売店の設置		
単位		使用料（円）	単位		使用料（円）
1店1日につき		900	1店1日につき		600
備考（略）			備考（略）		

（西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正）

第15条 西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例（平成22年西条市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第6条、第13条関係） 1 会議室使用料			別表（第6条、第13条関係） 1 会議室使用料		
単位	使用料		単位	使用料	
	会議室	多目的室1 又は2		会議室	多目的室1 又は2
1時間につき	520円	150円	1時間につき	350円	100円
備考（略）			備考（略）		
2 備品等使用料			2 備品等使用料		
備品名	単位	使用料	備品名	単位	使用料
可動式スピーカー 一体型アンプ	1台1回につき	900円	可動式スピーカー 一体型アンプ	1台1回につき	600円
マイク	1本1回につき	450円	マイク	1本1回につき	300円
プロジェクター	(略)		プロジェクター	(略)	
シャワー	1回につき	100円			

（西条市スポーツライミング施設設置及び管理条例の一部改正）

第16条 西条市スポーツライミング施設設置及び管理条例（平成27年西条市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表（第6条、第13条関係）							別表（第6条、第13条関係）						
1 個人使用							1 個人使用						
施設	区分	単位	市内		市外		施設	区分	単位	市内		市外	
			9時 ～1 7時	17 時～ 22 時	9時 ～1 7時	17 時～ 22 時				9時 ～1 7時	17 時～ 22 時	9時 ～1 7時	17 時～ 22 時
スポーツ ・学 クラ イミ ング 施設	一般 ・学 間 生	1 時	<u>1 5</u>	<u>2 2</u>	<u>2 2</u>	<u>3 4</u>	スポーツ ・学 クラ イミ ング 施設	一般 ・学 間 生	1 時	<u>1 0</u>	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>	<u>2 3</u>
			<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>				<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>
	小学 生以 下・ 中学 生・ 高校 生		<u>7 0</u>	<u>1 2</u>	<u>1 2</u>	<u>1 8</u>		小学 生以 下・ 中学 生・ 高校 生		<u>5 0</u>	<u>8 0</u>	<u>8 0</u>	<u>1 2</u>
			円	円	円	円				円	円	円	円
2 占用利用							2 占用利用						
区分	市内			市外			区分	市内			市外		
	9時 ～1 3時	13 時～ 17 時	17 時～ 22 時	9時 ～1 3時	13 時～ 17 時	17 時～ 22 時		9時 ～1 3時	13 時～ 17 時	17 時～ 22 時	9時 ～1 3時	13 時～ 17 時	17 時～ 22 時
練習、 大会等 におい てリー ド競技 場を占 用する 場合	<u>4,</u>	<u>4,</u>	<u>6,</u>	<u>6,</u>	<u>6,</u>	<u>9,</u>	練習、 大会等 におい てリー ド競技 場を占 用する 場合	<u>3,</u>	<u>3,</u>	<u>4,</u>	<u>4,</u>	<u>4,</u>	<u>6,</u>
	<u>5 0</u>	<u>5 0</u>	<u>0 0</u>	<u>7 5</u>	<u>7 5</u>	<u>0 0</u>		<u>0 0</u>	<u>0 0</u>	<u>0 0</u>	<u>5 0</u>	<u>5 0</u>	<u>0 0</u>
	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>		<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	
	<u>4,</u>	<u>4,</u>	<u>6,</u>	<u>6,</u>	<u>6,</u>	<u>9,</u>		<u>3,</u>	<u>3,</u>	<u>4,</u>	<u>4,</u>	<u>4,</u>	<u>6,</u>
	<u>5 0</u>	<u>5 0</u>	<u>0 0</u>	<u>7 5</u>	<u>7 5</u>	<u>0 0</u>		<u>0 0</u>	<u>0 0</u>	<u>0 0</u>	<u>5 0</u>	<u>5 0</u>	<u>0 0</u>
	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>		<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	

においてスピード競技場を占有する場合	0円	0円	0円	0円	0円	0円
練習、大会等においてボルダリング競技場を占有する場合	4,500円	4,500円	6,000円	6,750円	6,750円	9,000円

においてスピード競技場を占有する場合	0円	0円	0円	0円	0円	0円
練習、大会等においてボルダリング競技場を占有する場合	3,000円	3,000円	4,000円	4,500円	4,500円	6,000円

備考 (略)

備考 (略)

3 物品販売店の設置

使用区分	単位	使用料
物品販売店 (屋外)	1店1日につき	450円

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

4 備品等使用料

使用区分	単位	使用料
クライミングシューズ	一足1回につき	200円
チョークバッグ	1回につき	100円
ハーネス	1回につき	200円
ビレイディバイス	1回につき	100円
ロープ	1回につき	300円

(西条市福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第17条 西条市福祉センター設置及び管理条例(平成16年西条市条例第113号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示

すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第6条、第14条関係） 1 西条市総合福祉センター使用料 (1) 会議室等使用料			別表（第6条、第14条関係） 1 西条市総合福祉センター使用料 (1) 会議室等使用料		
区分	単位	使用料（円）	区分	単位	使用料（円）
(略)			(略)		
研修室2	(略)		研修室2	(略)	
ふれあいと レーニング ルーム	1人・1回	150			
水浴訓練室	1人・中学生 以下	110			
	1人・上記以 外	220			
備考 (略)			備考 (略)		
(2) 設備、備品等使用料			(2) 設備、備品等使用料		
設備備品名	単位	使用料（円）	設備備品名	単位	使用料（円）
(略)			(略)		
オーバーヘッドプロ ジェクター	同	1,650	オーバーヘッドプロ ジェクター	同	1,100
オーバーヘッドカ メラ	同	1,650	オーバーヘッドカ メラ	同	1,100
スライドプロジェ クター	同	1,650	スライドプロジェ クター	同	1,100
(略)			(略)		
調整卓	1式1回に つき	3,000	調整卓	1式1回に つき	2,000
(略)			(略)		
2 西条市東予総合福祉センター使用 料			2 西条市東予総合福祉センター使用 料		

時間 区分 施設 区分	9時 ～1 2時 円	12 時～ 17 時 円	17 時～ 22 時 円	備考
第1 会議 室	1, 80 0	2, 40 0	3, 00 0	(1) 入場料等を 徴収する場 合は、 <u>使用料の5</u> <u>割を加算する。</u>
第2 会議 室	2, 20 0	2, 90 0	3, 60 0	
第1 研修 室	1, 30 0	1, 70 0	2, 20 0	
第2 研修 室	70 0	1, 00 0	1, 30 0	
創 作 活 動 室	1, 80 0	2, 40 0	3, 00 0	
				(2) 冷暖房施設 を <u>使用する</u> 場 合は5割を加算す る。
				(3) 陶芸釜を使 用する場合は、 1時間につき <u>3</u> <u>70円</u> を加算す る。

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用時間が上表の時間区分帯（以下「基準時間」という。）に満

時間 区分 利用 区分	9時 ～1 2時 円	12 時～ 17 時 円	17 時～ 22 時 円	備考
第1 会議 室	1, 80 0	2, 40 0	3, 00 0	(1) 入場料等を 徴収する場 合は、 <u>次の割合に</u> <u>より加算する。</u> ア <u>入場料等が</u> <u>500円未満</u> <u>の場合 2割</u> イ <u>入場料等が</u> <u>500円以上</u> <u>1,000円</u> <u>未満の場合</u> <u>3割</u> ウ <u>入場料等が</u> <u>1,000円</u> <u>以上の場合</u> <u>5割</u>
第2 会議 室	2, 20 0	2, 90 0	3, 60 0	
第1 研修 室	1, 30 0	1, 70 0	2, 20 0	
第2 研修 室	70 0	1, 00 0	1, 30 0	
創 作 活 動 室	1, 80 0	2, 40 0	3, 00 0	
				(2) 冷暖房施設 を <u>利用する</u> 場 合は5割を加算す る。
				(3) 陶芸釜を利 用する場合は、 1時間につき <u>2</u> <u>50円</u> を加算す る。

備考

- 1 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 利用時間が上表の時間区分帯（以下「基準時間」という。）に満

たないときは基準時間とみなす。

3 (略)

3 西条市丹原福祉センター使用料

施設区分	5時間未満	5時間以上
	円	1日 円
大会議室	3,000	4,000
小会議室	2,000	3,000

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、当該使用料の5割を加算する。
- 2 冷暖房を使用するときは、使用料の5割を加算する。
- 3 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

たないときは基準時間とみなす。

3 (略)

3 西条市丹原福祉センター使用料

施設区分	5時間未満	5時間以上
	円	1日 円
大会議室	3,000	4,000
小会議室	2,000	3,000

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、当該使用料の4倍の額に相当する額とする。

(西条市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の一部改正)

第18条 西条市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例(平成16年西条市条例第145号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
別表(第4条関係) 西条市東部一般廃棄物最終処分場、 西条市東予一般廃棄物最終処分場及 び西条市丹原一般廃棄物最終処分場 処分手数料	別表(第4条関係) 西条市東部一般廃棄物最終処分場、 西条市東予一般廃棄物最終処分場及 び西条市丹原一般廃棄物最終処分場 処分手数料														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.5トンを超えるもの</td> <td>10キログラム増すごとに</td> </tr> <tr> <td>の(10キログラム未満の端数は10キログラム)</td> <td>100円を加</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	(略)		0.5トンを超えるもの	10キログラム増すごとに	の(10キログラム未満の端数は10キログラム)	100円を加	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.5トンを超え1トン以下のもの</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	(略)		0.5トンを超え1トン以下のもの	500円
区分	手数料														
(略)															
0.5トンを超えるもの	10キログラム増すごとに														
の(10キログラム未満の端数は10キログラム)	100円を加														
区分	手数料														
(略)															
0.5トンを超え1トン以下のもの	500円														

ラムとみなす。)	える。		
		1 トンを超えるものに	500円を加え
		ついては1トン増すご	る
		とに(端数は1トンと	
		みなす)	
西条市船屋一般廃棄物最終処分場 処分手数料		西条市船屋一般廃棄物最終処分場 処分手数料	
区分	手数料	区分	手数料
(略)		(略)	
0.5トンを超えるもの	10キログラ	0.5トンを超え1ト	200円
の(10キログラム未	ム増すごとに	ン以下のもの	
満の端数は10キログ	100円を加		
ラムとみなす。)	える。		
		1 トンを超えるものに	200円を加え
		ついては1トン増すご	る
		とに(端数は1トンと	
		みなす)	

(西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例の一部改正)

第19条 西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例(平成16年西条市条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(手数料)		(手数料)	
第5条 センターの処理手数料は、次のとおりとする。		第5条 センターの処理手数料は、次のとおりとする。	
区分	処理手数料	区分	処理手数料
家庭から排出される一般廃棄物	10キログラムにつき(10キログラム未満の端数は10キログラムとみなす。)	家庭から排出される一般廃棄物	10キログラムにつき
	100円		30円
事業所から排出	100キログラム未満	事業所から排出	100キログラム未満
	10キログラムにつき(10キログラム		10キログラムにつき

出される一般廃棄物		未満の端数は10キログラムとみなす。) <u>100円</u>	出される一般廃棄物		<u>40円</u>
	100キログラム以上	100キログラムにつき(100キログラム未満の端数は100キログラムとみなす。) <u>1,000円</u>		100キログラム以上	100キログラムにつき <u>400円</u>
産業廃棄物	100キログラム未満	10キログラムにつき(10キログラム未満の端数は10キログラムとみなす。) <u>170円</u>	産業廃棄物	100キログラム未満	10キログラムにつき <u>51円</u>
	100キログラム以上	100キログラムにつき(100キログラム未満の端数は100キログラムとみなす。) <u>1,700円</u>		100キログラム以上	100キログラムにつき <u>510円</u>
2 (略)			2 前項のうち事業所から排出される一般廃棄物、産業廃棄物の量に100キログラム未満の端数があるときは、100キログラムとして計算する。		
2 (略)			3 (略)		

(西条市文化会館設置及び管理条例の一部改正)

第20条 西条市文化会館設置及び管理条例(平成16年西条市条例第154号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第7条、第14条関係) 西条市総合文化会館基本使用料 1 ホール等	別表第1(第7条、第14条関係) 西条市総合文化会館基本使用料 1 ホール等

施設 の 名称	使用 時間	9時 ～1 2時	13 時～ 17 時	18 時～ 22 時	9時 ～1 7時	13 時～ 22 時	9時 ～2 2時
大ホ ール		21 ,0 00 円	28 ,5 00 円	33 ,0 00 円	42 ,0 00 円	61 ,5 00 円	75 ,0 00 円
大ホ ール (1 階の み)		16 ,5 00 円	22 ,5 00 円	27 ,0 00 円	33 ,0 00 円	49 ,5 00 円	60 ,0 00 円
小ホ ール		9, 00 0円	12 ,0 00 円	13 ,5 00 円	18 ,0 00 円	25 ,5 00 円	30 ,0 00 円
楽屋 1 (和 室)		1, 17 0円	1, 56 0円	1, 95 0円	2, 34 0円	3, 51 0円	4, 16 0円
楽屋 2 (大)		1, 22 0円	1, 62 0円	2, 03 0円	2, 43 0円	3, 65 0円	4, 32 0円
楽屋 3 (大)		1, 22 0円	1, 62 0円	2, 03 0円	2, 43 0円	3, 65 0円	4, 32 0円
楽屋 4 (小)		41 0円	54 0円	68 0円	81 0円	1, 22 0円	1, 49 0円
楽屋 事務 室		41 0円	54 0円	68 0円	81 0円	1, 22 0円	1, 49 0円

2 その他施設

施設 の 名称	使用 時間	9時 ～1 2時	13 時～ 17 時	18 時～ 22 時	9時 ～1 7時	13 時～ 22 時	9時 ～2 2時
大ホ ール		14 ,0 00 円	19 ,0 00 円	22 ,0 00 円	28 ,0 00 円	41 ,0 00 円	50 ,0 00 円
大ホ ール (1 階の み)		11 ,0 00 円	15 ,0 00 円	18 ,0 00 円	22 ,0 00 円	33 ,0 00 円	40 ,0 00 円
小ホ ール		6, 00 0円	8, 00 0円	9, 00 0円	12 ,0 00 円	17 ,0 00 円	20 ,0 00 円
楽屋 1 (和 室)		90 0円	1, 20 0円	1, 50 0円	1, 80 0円	2, 70 0円	3, 20 0円
楽屋 2 (大)		90 0円	1, 20 0円	1, 50 0円	1, 80 0円	2, 70 0円	3, 20 0円
楽屋 3 (大)		90 0円	1, 20 0円	1, 50 0円	1, 80 0円	2, 70 0円	3, 20 0円
楽屋 4 (小)		30 0円	40 0円	50 0円	60 0円	90 0円	1, 10 0円
楽屋 事務 室		30 0円	40 0円	50 0円	60 0円	90 0円	1, 10 0円

2 その他施設

施設の名称\使用時間	9時～22時	
展示室	1時間に つき	950円
研修室	同	310円
視聴覚室	同	310円
和室	同	310円
リハーサル室	同	1,220 円
練習室1(大)	同	270円
練習室2(小)	同	140円
練習室3(大)	同	270円
会議室	同	540円
特別会議室	同	1,570 円

備考 (略)

3 設備、備品等使用料

舞台設備	単位	使用料	摘要
音響反射板	1式1回 につき	4,1 90円	(略)
音響反射板	1式1回 につき	2,1 00円	(略)
所作台	1式1回 につき	7,8 00円	
花道所作台	1式1回 につき	1,0 50円	
松羽目・竹羽目	1式1回 につき	1,5 70円	
平台	1台1回 につき	210 円	
ひな段用けこみパネル	1式1回 につき	1,0 50円	
金屏風	1双1回 につき	1,9 50円	
上敷ござ	1枚1回	210	

施設の名称\使用時間	9時～22時	
展示室	1時間に つき	700円
研修室	同	300円
視聴覚室	同	300円
和室	同	300円
リハーサル室	同	900円
練習室1(大)	同	200円
練習室2(小)	同	100円
練習室3(大)	同	200円
会議室	同	400円
特別会議室	同	1,500 円

備考 (略)

3 設備、備品等使用料

舞台設備	単位	使用料	摘要
音響反射板	1式1回 につき	4,0 00円	(略)
音響反射板	1式1回 につき	2,0 00円	(略)
所作台	1式1回 につき	6,0 00円	
花道所作台	1式1回 につき	1,0 00円	
松羽目・竹羽目	1式1回 につき	1,5 00円	
平台	1台1回 につき	200 円	
ひな段用けこみパネル	1式1回 につき	1,0 00円	
金屏風	1双1回 につき	1,5 00円	
上敷ござ	1枚1回	200	

	につき	円			につき	円	
めくり台	1台1回	110		めくり台	1台1回	100	
	につき	円			につき	円	
緋毛せん	1枚1回	210		緋毛せん	1枚1回	200	
	につき	円			につき	円	
長座布団	1枚1回	210		長座布団	1枚1回	200	
	につき	円			につき	円	
高座用座布団	1枚1回	210		高座用座布団	1枚1回	200	
	につき	円			につき	円	
地衞り	1枚1回	1,0		地衞り	1枚1回	1,0	
	につき	50円			につき	00円	
紗幕(黒・白)	1枚1回	1,0		紗幕(黒・白)	1枚1回	1,0	
	につき	50円			につき	00円	
演台(3点セット)	1式1回	520		演台(3点セット)	1式1回	500	
	につき	円			につき	円	
司会者台	1台1回	210		司会者台	1台1回	200	
	につき	円			につき	円	
指揮者台(譜面台付)	1台1回	520		指揮者台(譜面台付)	1台1回	500	
	につき	円			につき	円	
演奏者譜面台	1台1回	110		演奏者譜面台	1台1回	100	
	につき	円			につき	円	
仮設鳥屋囲	1式1回	520		仮設鳥屋囲	1式1回	500	
	につき	円			につき	円	
吊りバトン	1本1回	310		吊りバトン	1本1回	300	
	につき	円			につき	円	
箱馬・開き足	1個1回	50円					
	につき						
大ホール照明設備	単位	使用料	摘要	大ホール照明設備	単位	使用料	摘要
記憶式照明操作卓	1式1回	3,1		記憶式照明操作卓	1式1回	2,0	
	につき	00円			につき	00円	
プロセニアムサスペンションライト	1列1回	1,0		プロセニアムサスペンションライト	1列1回	1,0	
	につき	50円			につき	00円	
サスペンション	1列1回	1,5		サスペンション	1列1回	1,5	

ンライト	につき	70円		ンライト	につき	00円	
ボーダーライ ト	1列1回 につき	840 円		ボーダーライ ト	1列1回 につき	800 円	
アップーホリ ゾントライト	1列1回 につき	1,5 70円		アップーホリ ゾントライト	1列1回 につき	1,5 00円	
ロアーホリゾ ントライト	1列1回 につき	1,0 50円		ロアーホリゾ ントライト	1列1回 につき	1,0 00円	
天井反射板ラ イト	1式1回 につき	2,1 00円		天井反射板ラ イト	1式1回 につき	2,0 00円	
フロントサイ ドスポットラ イト	1列1回 につき	520 円		フロントサイ ドスポットラ イト	1列1回 につき	500 円	
シーリングス ポットライト	1列1回 につき	2,1 00円		シーリングス ポットライト	1列1回 につき	2,0 00円	
トーメンタル スポットライ ト	1列1回 につき	630 円		トーメンタル スポットライ ト	1列1回 につき	600 円	
センターフォ ローピンスポ ットライト	1台1回 につき	1,0 50円		センターフォ ローピンスポ ットライト	1台1回 につき	1,0 00円	
小ホール照明 設備	単位	使用料	摘要	小ホール照明 設備	単位	使用料	摘要
照明操作卓	1式1回 につき	1,5 70円		照明操作卓	1式1回 につき	1,5 00円	
ボーダーライ ト	1列1回 につき	630 円		ボーダーライ ト	1列1回 につき	600 円	
サスペンショ ンライト	1列1回 につき	940 円		サスペンショ ンライト	1列1回 につき	900 円	
アップーホリ ゾントライト	1列1回 につき	730 円		アップーホリ ゾントライト	1列1回 につき	700 円	
ロアーホリゾ ントライト	1列1回 につき	730 円		ロアーホリゾ ントライト	1列1回 につき	700 円	
フロントサイ ドスポットラ イト	1列1回 につき	630 円		フロントサイ ドスポットラ イト	1列1回 につき	600 円	

シーリングス	1列1回	1,0		シーリングス	1列1回	1,0	
ポットライト	につき	50円		ポットライト	につき	00円	
センターフォ	1台1回	840		センターフォ	1台1回	800	
ローピンスポ	につき	円		ローピンスポ	につき	円	
ットライト				ットライト			
大・小ホール	単位	使用料	摘要	大・小ホール	単位	使用料	摘要
照明設備				照明設備			
移動用スポッ	1台1回	310		移動用スポッ	1台1回	300	
トライト	につき	円		トライト	につき	円	
特殊効果器具	1台1回	1,0		特殊効果器具	1台1回	1,0	
	につき	50円			につき	00円	
ライトスタン	1本1回	110		ライトスタン	1本1回	100	
ド	につき	円		ド	につき	円	
持込電気機器	1kw1回	210		持込電気機器	1kw1回	200	
	につき	円			につき	円	
(略)				(略)			
音響設備	単位	使用料	摘要	音響設備	単位	使用料	摘要
音響調整卓	1式1回	3,1	(略)	音響調整卓	1式1回	3,0	(略)
	につき	40円			につき	00円	
3点吊りマイ	1本1回	1,0	(略)	3点吊りマイ	1本1回	1,0	(略)
ク	につき	50円		ク	につき	00円	
残響可変装置	1式1回	1,5	(略)	残響可変装置	1式1回	1,5	(略)
	につき	70円			につき	00円	
音響調整卓	1式1回	2,1	(略)	音響調整卓	1式1回	2,0	(略)
	につき	00円			につき	00円	
ステージスピ	1式1回	1,0		ステージスピ	1式1回	1,0	
ーカー	につき	50円		ーカー	につき	00円	
固定はね返り	1式1回	1,0		固定はね返り	1式1回	1,0	
スピーカー	につき	50円		スピーカー	につき	00円	
カセットデッ	1台1回	520		カセットデッ	1台1回	500	
キ	につき	円		キ	につき	円	
CDプレーヤー	1台1回	520		CDプレーヤー	1台1回	500	
	につき	円			につき	円	
デジタルオー	1台1回	520		デジタルオー	1台1回	500	
ディオテープ	につき	円		ディオテープ	につき	円	

レコーダー			
MDデッキ	1台1回 につき	520 円	
仕込用小型スピーカー（アンプ付）	1式1回 につき	520 円	
ダイナミックマイク	1本1回 につき	520 円	
コンデンサーマイク	1本1回 につき	630 円	
ワイヤレスマイク	1本1回 につき	1,0 50円	
マイクスタンド	1台1回 につき	210 円	
持込電気機器	1kW1回 につき	210 円	

その他	単位	使用料	摘要
研修室AV設備	1式1回 につき	1,0 50円	
視聴覚室AV設備	1式1回 につき	1,0 50円	
リハーサル室音響設備	1式1回 につき	2,1 00円	
特別会議室AV設備	1式1回 につき	2,6 20円	
特別会議室同時通訳システム	1式1回 につき	10, 480 円	
16ミリ映写機（設備1式含む。）	1式1回 につき	3,1 40円	（略）
35・16ミリ兼用映写機（設備1式含む。）	1式1回 につき	4,7 10円	（略）

レコーダー			
MDデッキ	1台1回 につき	500 円	
仕込用小型スピーカー（アンプ付）	1式1回 につき	500 円	
ダイナミックマイク	1本1回 につき	500 円	
コンデンサーマイク	1本1回 につき	600 円	
ワイヤレスマイク	1本1回 につき	1,0 00円	
マイクスタンド	1台1回 につき	200 円	
持込電気機器	1kW1回 につき	200 円	

その他	単位	使用料	摘要
研修室AV設備	1式1回 につき	1,0 00円	
視聴覚室AV設備	1式1回 につき	1,0 00円	
リハーサル室音響設備	1式1回 につき	2,0 00円	
特別会議室AV設備	1式1回 につき	2,5 00円	
特別会議室同時通訳システム	1式1回 につき	10, 000 円	
16ミリ映写機（設備1式含む。）	1式1回 につき	3,0 00円	（略）
35・16ミリ兼用映写機（設備1式含む。）	1式1回 につき	4,5 00円	（略）

ピアノ（スタインウェイ）	1台1回につき	8,000円	(略)
ピアノ（ベーゼンドルファー）	1台1回につき	8,000円	(略)
ピアノ（ヤマハ）	1台1回につき	4,000円	(略)
液晶ビデオプロジェクター	1式1回につき	3,100円	スクリーン等含む。
ポータブルワイヤレスシステム	1式1回につき	5,200円	
ポータブル16ミリ映写機	1台1回につき	5,200円	
スライド映写機	1台1回につき	5,200円	
長机	1脚1回につき	2,100円	
展示パネル	1台1回につき	2,100円	
持込電気機器	1kw1回につき	2,100円	

備考 (略)

別表第3 (第7条、第14条関係)

西条市丹原文化会館基本使用料

1 ホール等

施設 の名称	9時～12時		13時～18時		9時～12時		13時～18時		9時～12時		13時～18時	
	1	3	1	8	1	3	1	3	1	3	1	3
大ホール	16	22	27	33	49	60	5	5	0	0	5	0
	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00

ピアノ（スタインウェイ）	1台1回につき	6,000円	(略)
ピアノ（ベーゼンドルファー）	1台1回につき	6,000円	(略)
ピアノ（ヤマハ）	1台1回につき	3,000円	(略)
液晶ビデオプロジェクター	1式1回につき	2,000円	スクリーン等含む。
ポータブルワイヤレスシステム	1式1回につき	5,000円	
ポータブル16ミリ映写機	1台1回につき	5,000円	
スライド映写機	1台1回につき	5,000円	
長机	1脚1回につき	2,000円	
展示パネル	1台1回につき	2,000円	
持込電気機器	1kw1回につき	2,000円	

備考 (略)

別表第3 (第7条、第14条関係)

西条市丹原文化会館基本使用料

1 ホール等

施設 の名称	9時～12時		13時～18時		9時～12時		13時～18時		9時～12時		13時～18時	
	1	3	1	8	1	3	1	3	1	3	1	3
大ホール	11	15	18	22	33	40	0	0	0	0	0	0
	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00

	円	円	円	円	円	円
舞台の み（大 ホール ）	4, 95 0円	6, 75 0円	8, 10 0円	9, 90 0円	14 8, 50 円	18 0 0円
小ホー ル	8, 25 0円	11 2, 50 円	13 5, 00 円	16 5, 00 円	24 7, 50 円	30 0 0円
楽屋1	68 0円	1, 08 0円	1, 35 0円	1, 62 0円	2, 43 0円	2, 70 0円
楽屋2	68 0円	1, 08 0円	1, 35 0円	1, 62 0円	2, 43 0円	2, 70 0円
楽屋3	68 0円	1, 08 0円	1, 35 0円	1, 62 0円	2, 43 0円	2, 70 0円
楽屋4	68 0円	1, 08 0円	1, 35 0円	1, 62 0円	2, 43 0円	2, 70 0円

2 その他施設

施設の名称 ＼使用時間	9時～22時	
練習室1	1時間につき	210円
練習室2	同	210円
会議室1	同	420円
会議室2	同	310円
(略)		

備考 (略)

3 せせらぎ広場

使用時間	使用区分	
9時～22時	全面	4,190円
	半面	2,090円

	円	円	円	円	円	円
舞台の み（大 ホール ）	3, 30 0円	4, 50 0円	5, 40 0円	6, 60 0円	9, 90 0円	12 0 0円
小ホー ル	5, 50 0円	7, 50 0円	9, 00 0円	11 0, 00 円	16 5, 00 円	20 0 0円
楽屋1	50 0円	80 0円	1, 00 0円	1, 20 0円	1, 80 0円	2, 00 0円
楽屋2	50 0円	80 0円	1, 00 0円	1, 20 0円	1, 80 0円	2, 00 0円
楽屋3	50 0円	80 0円	1, 00 0円	1, 20 0円	1, 80 0円	2, 00 0円
楽屋4	50 0円	80 0円	1, 00 0円	1, 20 0円	1, 80 0円	2, 00 0円

2 その他施設

施設の名称 ＼使用時間	9時～22時	
練習室1	1時間につき	200円
練習室2	同	200円
会議室1	同	400円
会議室2	同	300円
(略)		

備考 (略)

3 せせらぎ広場

使用時間	使用区分	
9時～22時	全面	4,000円
	半面	2,000円

備考 (略)

4 設備、備品等使用料

舞台設備	単位	使用料	摘要
音響反射板	1 式 1 回	4, 1	(略)
	につき	9 0 円	
金屏風	1 双 1 回	2, 0	
	につき	0 0 円	
地がすり	1 枚 1 回	1, 0	
	につき	5 0 円	
紗幕	1 枚 1 回	1, 0	
	につき	5 0 円	
紅白幕	1 枚 1 回	1, 0	
	につき	5 0 円	
浅黄幕	1 枚 1 回	1, 0	
	につき	5 0 円	
緋毛せん	1 枚 1 回	3 1 0	
	につき	円	
上敷ござ	1 枚 1 回	3 1 0	
	につき	円	
所作台	1 式 1 回	8, 0	
	につき	0 0 円	
平台	1 台 1 回	2 1 0	
	につき	円	
演台・花台 3 点セット	1 式 1 回	5 2 0	(略)
	につき	円	
司会者台	1 台 1 回	2 1 0	
	につき	円	
指揮者台・指 揮者用譜面台	1 式 1 回	5 2 0	
	につき	円	
(略)			
ひな段用布ケ コミ	1 枚 1 回	1 1 0	
	につき	円	
めくり台	1 台 1 回	1 1 0	
	につき	円	
国旗・市旗パ	1 枚 1 回	2 1 0	

備考 (略)

4 設備、備品等使用料

舞台設備	単位	使用料	摘要
音響反射板	1 式 1 回	4, 0	(略)
	につき	0 0 円	
金屏風	1 双 1 回	1, 5	
	につき	0 0 円	
地がすり	1 枚 1 回	1, 0	
	につき	0 0 円	
紗幕	1 枚 1 回	1, 0	
	につき	0 0 円	
紅白幕	1 枚 1 回	1, 0	
	につき	0 0 円	
浅黄幕	1 枚 1 回	1, 0	
	につき	0 0 円	
緋毛せん	1 枚 1 回	3 0 0	
	につき	円	
上敷ござ	1 枚 1 回	3 0 0	
	につき	円	
所作台	1 式 1 回	6, 2	
	につき	0 0 円	
平台	1 台 1 回	2 0 0	
	につき	円	
演台・花台 3 点セット	1 式 1 回	5 0 0	(略)
	につき	円	
司会者台	1 台 1 回	2 0 0	
	につき	円	
指揮者台・指 揮者用譜面台	1 式 1 回	5 0 0	
	につき	円	
(略)			
ひな段用布ケ コミ	1 枚 1 回	1 0 0	
	につき	円	
めくり台	1 台 1 回	1 0 0	
	につき	円	
国旗・市旗パ	1 枚 1 回	2 0 0	

ネル	につき	円		ネル	につき	円	
バレエシート	1 巻 1 回	1, 3		バレエシート	1 巻 1 回	1, 0	
	につき	0 0 円			につき	0 0 円	
姿見	1 台 1 回	4 2 0		姿見	1 台 1 回	4 0 0	
	につき	円			につき	円	
桶太鼓 (3 尺 3 寸)	1 台 1 回	3 7 0		桶太鼓 (3 尺 3 寸)	1 台 1 回	3 5 0	
	につき	円			につき	円	
長胴太鼓	1 台 1 回	1 1 0		長胴太鼓	1 台 1 回	1 0 0	
	につき	円			につき	円	
(略)				(略)			
	(略)				(略)		
箱馬・開き足	1 個 1 回	5 0 円					
	につき						
大ホール照明 設備	単位	使用料	摘要	大ホール照明 設備	単位	使用料	摘要
照明操作卓	1 台 1 回	2, 1		照明操作卓	1 台 1 回	2, 0	
	につき	0 0 円			につき	0 0 円	
アッパーホリ ゾントライト	1 列 1 回	1, 0		アッパーホリ ゾントライト	1 列 1 回	1, 0	
	につき	5 0 円			につき	0 0 円	
ロアーホリゾ ントライト	1 列 1 回	1, 0		ロアーホリゾ ントライト	1 列 1 回	1, 0	
	につき	5 0 円			につき	0 0 円	
第 1 ボーダー ライト	1 列 1 回	1, 0		第 1 ボーダー ライト	1 列 1 回	1, 0	
	につき	5 0 円			につき	0 0 円	
第 2 ボーダー ライト	1 列 1 回	1, 0		第 2 ボーダー ライト	1 列 1 回	1, 0	
	につき	5 0 円			につき	0 0 円	
第 1 サスペン ションライト	1 列 1 回	1, 5		第 1 サスペン ションライト	1 列 1 回	1, 5	
	につき	7 0 円			につき	0 0 円	
第 2 サスペン ションライト	1 列 1 回	1, 5		第 2 サスペン ションライト	1 列 1 回	1, 5	
	につき	7 0 円			につき	0 0 円	
第 3 サスペン ションライト	1 列 1 回	1, 5		第 3 サスペン ションライト	1 列 1 回	1, 5	
	につき	7 0 円			につき	0 0 円	
第 4 サスペン ションライト	1 列 1 回	1, 5		第 4 サスペン ションライト	1 列 1 回	1, 5	
	につき	7 0 円			につき	0 0 円	
フロントサイ ドスポットラ	1 列 1 回	1, 0		フロントサイ ドスポットラ	1 列 1 回	1, 0	
	につき	5 0 円			につき	0 0 円	

イト			
シーリングス	1列1回	1,0	
ポットライト	につき	50円	
タワーライト	1列1回	520	
	につき	円	
天反ライト	1式1回	2,1	
	につき	00円	
センターピン	1台1回	1,0	
スポットライ	につき	50円	
ト			
フォローピン	1台1回	520	
スポットライ	につき	円	
ト			
ライトスタン	1本1回	110	
ド	につき	円	
(略)			

小ホール照明 設備	単位	使用料	摘要
照明操作卓	1式1回	2,1	
	につき	00円	
アップーホリ	1列1回	1,0	
ゾントライト	につき	50円	
ロアーホリゾ	1列1回	1,0	
ントライト	につき	50円	
ボーダーライ	1列1回	1,0	
ト	につき	50円	
サスペンショ	1列1回	1,5	
ンライト	につき	70円	
フォローピン	1台1回	520	
スポットライ	につき	円	
ト			
(略)			

音響設備	単位	使用料	摘要
場内拡声装置	1式1回	3,1	
	につき	40円	

イト			
シーリングス	1列1回	1,0	
ポットライト	につき	00円	
タワーライト	1列1回	500	
	につき	円	
天反ライト	1式1回	2,0	
	につき	00円	
センターピン	1台1回	1,0	
スポットライ	につき	00円	
ト			
ライトスタン	1本1回	100	
ド	につき	円	
(略)			

小ホール照明 設備	単位	使用料	摘要
照明操作卓	1式1回	2,0	
	につき	00円	
アップーホリ	1列1回	1,0	
ゾントライト	につき	00円	
ロアーホリゾ	1列1回	1,0	
ントライト	につき	00円	
ボーダーライ	1列1回	1,0	
ト	につき	00円	
サスペンショ	1列1回	1,5	
ンライト	につき	00円	
フォローピン	1台1回	500	
スポットライ	につき	円	
ト			
(略)			

音響設備	単位	使用料	摘要
場内拡声装置	1式1回	3,0	
	につき	00円	

はね返りスピー カー	1対1回 につき	1,0 50円		はね返りスピー カー	1対1回 につき	1,0 00円	
ステージスピー カー	1対1回 につき	1,0 50円		ステージスピー カー	1対1回 につき	1,0 00円	
エレベーター マイク装置	1組1回 につき	1,0 50円	(略)	エレベーター マイク装置	1組1回 につき	1,0 00円	(略)
電動3点吊り マイク装置	1組1回 につき	1,0 50円	(略)	電動3点吊り マイク装置	1組1回 につき	1,0 00円	(略)
ダイナミック マイク	1本1回 につき	630 円		ダイナミック マイク	1本1回 につき	600 円	
コンデンサマ イク	1本1回 につき	630 円		コンデンサマ イク	1本1回 につき	600 円	
ワイヤレスマ イク(ハンド 型・タイピン 型)	1本1回 につき	630 円		ワイヤレスマ イク(ハンド 型・タイピン 型)	1本1回 につき	600 円	
ワイヤレスマ イク(ボーカ ル用)	1本1回 につき	1,0 50円		ワイヤレスマ イク(ボーカ ル用)	1本1回 につき	1,0 00円	
フロアマイク スタンド	1本1回 につき	210 円		フロアマイク スタンド	1本1回 につき	200 円	
卓上マイクス タンド	1本1回 につき	210 円		卓上マイクス タンド	1本1回 につき	200 円	
カセットデッ キ	1台1回 につき	520 円		カセットデッ キ	1台1回 につき	500 円	
CDプレーヤー	1台1回 につき	520 円		CDプレーヤー	1台1回 につき	500 円	
MDデッキ	1台1回 につき	520 円		MDデッキ	1台1回 につき	500 円	
オープンデッ キ	1台1回 につき	1,0 50円	(略)	オープンデッ キ	1台1回 につき	1,0 00円	(略)
その他	単位	使用料	摘要	その他	単位	使用料	摘要
映写機16ミ リ	1台1回 につき	3,1 40円	(略)	映写機16ミ リ	1台1回 につき	3,0 00円	(略)
スライドプロ	1台1回	1,0	(略)	スライドプロ	1台1回	1,0	(略)

ジェクター	につき	50円		ジェクター	につき	00円	
スクリーン	1式1回	1,0	(略)	スクリーン	1式1回	1,0	(略)
	につき	50円			につき	00円	
移動式スクリーン	1式1回	310		移動式スクリーン	1式1回	300	
	につき	円			につき	円	
実物投影機	1台1回	1,0		実物投影機	1台1回	1,0	
	につき	50円			につき	00円	
ピアノ(ヤマハCFⅢ-S)	1台1回	7,0	(略)	ピアノ(ヤマハCFⅢ-S)	1台1回	5,0	(略)
	につき	00円			につき	00円	
ピアノ(ヤマハS6)	1台1回	4,0	(略)	ピアノ(ヤマハS6)	1台1回	3,0	(略)
	につき	00円			につき	00円	
ビデオデッキ	1台1回	520		ビデオデッキ	1台1回	500	
	につき	円			につき	円	
会議室用司会台	1台1回	520		会議室用司会台	1台1回	500	
	につき	円			につき	円	
展示用パネル	1枚1回	210		展示用パネル	1枚1回	200	
	につき	円			につき	円	
コンセント使用料	機器1台	210		コンセント使用料	機器1台	200	
	につき	円			につき	円	
白布	1枚1回	1,3					
	につき	00円					
備考 (略)				備考 (略)			

(西条市本谷温泉館設置及び管理条例の一部改正)

第21条 西条市本谷温泉館設置及び管理条例(平成16年西条市条例第172号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表第1(第9条、第16条関係) 入浴料				別表第1(第9条、第16条関係) 入浴料					
区分		入浴料	回数券(12枚つづり)	区分		入浴料	回数券(11枚つづり)		
一	大	65歳以上	400円	4,00	一	大	65歳以上	300円	3,00

般 浴 場	人			0円
	中学生以上	500円	5,00	
	65歳未満			0円
	身体障害者 手帳等の交 付を受けて いる者	400円	4,00	
				0円
	小3歳以上小 人学生以下	250円	2,50	
	身体障害者 手帳等の交 付を受けて いる者	150円		
	(略)			
家 族 風 呂	基 本	1時間以内	2,200 円(身体障 害者手帳等 の交付を受 けている者 が1人以上 利用する場 合にあって は、1,7 00円)	
	追 加	1時間 を超え る場合	1,500 円	1時 間に つき

備考 (略)

別表第2 (第9条、第16条関係)

施設使用料

区分	使用料	使用時間
(略)		
多目的室	900円	(略)
研修室	1,100 円	(略)

般 浴 場	人			0円
	中学生以上	400円	4,00	
	65歳未満			0円
	身体障害者 手帳等の交 付を受けて いる者	300円	3,00	
				0円
	小3歳以上小 人学生以下	200円	2,00	
	身体障害者 手帳等の交 付を受けて いる者	100円		
	(略)			
家 族 風 呂	基 本	1時間以内	2,000 円(身体障 害者手帳等 の交付を受 けている者 が1人以上 利用する場 合にあって は、1,5 00円)	
	追 加	1時間 を超え る場合	1,000 円	1時 間に つき

備考 (略)

別表第2 (第9条、第16条関係)

施設使用料

区分	使用料	使用時間
(略)		
多目的室	800円	(略)
研修室	1,000 円	(略)

備考 (略)				備考 (略)			
別表第3 (第9条、第16条関係)				別表第3 (第9条、第16条関係)			
宿泊施設使用料				宿泊施設使用料			
区分		単位	使用料				
			平日	休日 前等	特別 期間		
宿 泊 室	大 人	中 学 生 以 上	1人1泊 (5, 50 0円)	1部屋を2人以上で使用する場合。入浴料も含む。 (6, 50 0円)	7, 50 0円		
	小 人	3歳以上 小学生以下	2, 75 0円	3, 25 0円	3, 75 0円		
	3歳未満		(略)				
備考 (略)				備考 (略)			

(西条市食の創造館設置及び管理条例の一部改正)

第22条 西条市食の創造館設置及び管理条例 (平成18年西条市条例第31号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表 (第8条、第16条関係)			別表 (第8条、第16条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
キッチン スタジオ	1時間につき	1, 050	キッチン スタジオ	1時間につき	700円
		円			—
インキュベ ータ室	1日につき	3, 000	インキュベ ータ室	1日につき	2, 000
		円			円
販売ブース	使用面積1平方 メートル当たり 1日につき	75円	販売ブース	使用面積1平方 メートル当たり 1日につき	50円
備考 (略)			備考 (略)		

(西条市椿交流館設置及び管理条例の一部改正)

第23条 西条市椿交流館設置及び管理条例 (平成16年西条市条例第182号) の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表（第7条、第14条関係） 樫交流館の使用料及び入浴料				別表（第7条、第14条関係） 樫交流館の使用料及び入浴料					
有料施設 の区分	使用料及び入浴料			有料施設 の区分	使用料及び入浴料				
入浴施設	区分	入浴料	回数券（ 12枚つ ぶり）	入浴施設	区分	入浴料	回数券（ 11枚つ ぶり）		
	大人	65歳以上	400円		4,000円	大人	65歳以上	300円	3,000円
		中学生以上	500円		5,000円		中学生以上	400円	4,000円
		65歳未満			0円		65歳未満		0円
	身体障害者手帳等の交付を受けている者		400円		4,000円	身体障害者手帳等の交付を受けている者		300円	3,000円
					0円				0円
	小3歳以上小学生以下		250円		2,500円	小3歳以上小学生以下		200円	2,000円
身体障害者手帳等の交付を受けている者		150円		身体障害者手帳等の交付を受けている者	100円				
	(略)				(略)				
交流施設	会場使用料	1時間につき	400円	交流施設	会場使用料	1時間につき	300円		
和室（12畳）	冷暖房使用料	1時間につき	200円	和室（12畳）	冷暖房使用料	1時間につき	150円		
	宿泊の場合	1人1泊	4,000円		宿泊の場合	1人1泊	3,000円		

		につき	0円			につき	0円
宿泊施設	3時間以内の休憩の場合	1人につき	2,000円	宿泊施設	3時間以内の休憩の場合	1人につき	1,500円
		き	0円				き
カプセルベッド	3時間を超え8時間以内の休憩の場合	1人につき3時間を超過する時間に	400円を乗じて得た額に2,000円を加算した額	カプセルベッド	3時間を超え8時間以内の休憩の場合	1人につき3時間を超過する時間に	300円を乗じて得た額に1,500円を加算した額
	8時間を超える休憩の場合	1人につき	4,000円		8時間を超える休憩の場合	1人につき	3,000円
	宿泊の場合	1人1泊につき	4,000円			き	0円
				望遠鏡等		1回につき	100円
						き	
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中西条市手数料条例別表第1の改正規定並びに第18条及び第19条の規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市生涯学習の館設置及び管理条例の規定、第4条の規定による改正後の西条市佐伯記念館・郷土資料館設置及び管理条例の規定、第5条の規定による改正後の五百亀記念館設置及び管理条例の規定、第6条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第7条の規定による改正後の西条市武道場設置及び管理条例の規定、第8条の規定による改正後の西条市野球場設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の西条市陸上競技場設置及び管理条例の規定、第10条の規定による改正後の西条市プール設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例の規定、第12条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第13条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定、第14条の規定による改正後の西条市屋内運動場設置及び管理条例の規定、第15条の規定による改正後の西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の規定、第16条の規定による改正後の西条市スポ

ーツクライミング施設設置及び管理条例の規定、第17条の規定による改正後の西条市福祉センター設置及び管理条例の規定、第20条の規定による改正後の西条市文化会館設置及び管理条例の規定、第21条の規定による改正後の西条市本谷温泉館設置及び管理条例の規定、第22条の規定による改正後の西条市食の創造館設置及び管理条例の規定及び第23条の規定による改正後の西条市椿交流館設置及び管理条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和2年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の前日に徴収したものについては、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の西条市手数料条例の規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 第18条の規定による改正後の西条市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の規定及び第19条の規定による改正後の西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例の規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後の搬入に係る手数料について適用し、同日前の搬入に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

受益者負担の適正化に向けた使用料・手数料の見直し等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第74号

西条市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

西条市長 玉井敏久

西条市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市農村環境改善センター設置及び管理条例（平成16年西条市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(設置)</p> <p>第1条 農業者を中心とする農村地域社会を対象に農村の環境改善を図る施設として農村環境改善センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西条市丹原 農村環境改 善センター</td> <td>加工室以外の施設 西条市丹原町高松148番地 加工室 西条市丹原町北田野1587番地5</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、目的達成のため、<u>農業者の集会、研修、健康増進及び生活改善、地域農産物を利用した農産物加工並びに農村コミュニティの推進に関する事業を行う。</u></p> <p>別表（第5条関係）</p>	名称	位置			西条市丹原 農村環境改 善センター	加工室以外の施設 西条市丹原町高松148番地 加工室 西条市丹原町北田野1587番地5			<p>(設置)</p> <p>第1条 農業者を中心とする農村地域社会を対象に農村の環境改善を図る施設として農村環境改善センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西条市東予 農村環境改 善センター</td> <td>西条市三芳1027番地2</td> </tr> <tr> <td>西条市丹原 農村環境改 善センター</td> <td>西条市丹原町高松148番地</td> </tr> <tr> <td>西条市小松 農村環境改 善センター</td> <td>西条市小松町大頭甲1045番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、目的達成のため、<u>農業者の集会、研修及び健康増進、生活改善</u> <u>並びに農村コミュニティの推進に関する事業を行う。</u></p> <p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>東予農村環境改善センター施設使用料</u></p>	名称	位置	西条市東予 農村環境改 善センター	西条市三芳1027番地2	西条市丹原 農村環境改 善センター	西条市丹原町高松148番地	西条市小松 農村環境改 善センター	西条市小松町大頭甲1045番地1
名称	位置																
西条市丹原 農村環境改 善センター	加工室以外の施設 西条市丹原町高松148番地 加工室 西条市丹原町北田野1587番地5																
名称	位置																
西条市東予 農村環境改 善センター	西条市三芳1027番地2																
西条市丹原 農村環境改 善センター	西条市丹原町高松148番地																
西条市小松 農村環境改 善センター	西条市小松町大頭甲1045番地1																

区分	使用単位	使用料
多目的ホール	1 時間に	1, 5 0
	つき	0 円
多目的ホール照明施設	//	3 0 0 円
健康相談室	//	2 0 0 円
調理実習室	//	5 0 0 円
老人憩室	//	2 0 0 円
生活改善室兼婦人研修室	//	2 0 0 円
農事研修室	//	3 0 0 円
営農サークル室	//	3 0 0 円
営農相談室	//	2 0 0 円

備考

1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間も含む。

2 入場料を徴収する場合は、使用料に次の割合を加算する。

(1) 入場料が 5 0 0 円未満の場合
2 割

(2) 入場料が 5 0 0 円以上 1, 0 0 0 円未満の場合 3 割

(3) 入場料が 1, 0 0 0 円以上の
場合 5 割

3 冷暖房施設を使用するときは、使用料に 7 割を加算する。

4 前各項による計算して得た使用料の額に 1 0 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

丹原農村環境改善センター施設使用料

丹原農村環境改善センター施設使用料

区分	使用単位	使用料
多目的ホール照明	(略)	

区分	使用単位	使用料
多目的ホール照明	(略)	

施設				施設			
加工室	ガス回転	1時間	250円				
	釜	つき					
	動力ミン	1回	50円				
	チ	き					
	高圧釜	1回	150円				
		き					
				小松農村環境改善センター施設使用料			
				区分	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料
				多目的ホール	1時間	980円	580円
					つき		
				和室会議室	〃	120円	70円
				生活実習室	〃	370円	220円
				老人いこい室	〃	180円	100円
				農事研修室	〃	180円	100円
				視聴覚室	〃	180円	100円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(西条市公告式条例の一部改正)

2 西条市公告式条例（平成16年西条市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	

西条市小松総合支所石根出張所(略)	西条市小松農村環境改善センター(略)
掲示場	一掲示場

(西条市公共施設使用料減免条例の一部改正)

- 3 西条市公共施設使用料減免条例（平成16年西条市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1～42（略）		1～42（略）	
		<u>43</u>	西条市東予農村環境改善センター
<u>43</u>	(略)	<u>44</u>	(略)
		<u>45</u>	西条市小松農村環境改善センター
<u>44</u>	(略)	<u>46</u>	(略)
<u>45</u>	(略)	<u>47</u>	(略)
<u>46</u>	(略)	<u>48</u>	(略)
備考（略）		備考（略）	

提案理由

令和元年度末をもって東予農村環境改善センターを三芳公民館へ、小松農村環境改善センターを石根公民館へそれぞれ施設統合するとともに、丹原農村婦人の家加工室を丹原農村環境改善センターへ施設統合するに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 75 号

西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市市営住宅設置及び管理条例（平成16年西条市条例第194号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
団地名	位置	団地名	位置
(略)		(略)	
		<u>泉町2区</u>	<u>西条市大町276番地2</u>
(略)		(略)	
		<u>泉町4区</u>	<u>西条市大町276番地2</u>
(略)		(略)	
古川2区	(略)	古川2区	(略)
<u>泉町団地</u>	<u>西条市大町276番地2</u>		
<u>1区</u>			
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 入居の申込みその他泉町団地1区を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

提案理由

西条市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した泉町2区及び泉町4区の各市営住宅を統合し、泉町団地1区を設置するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第76号

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

西条市長 玉井敏久

<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第10条 法第34条において準用する 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2第8項の規定に より水道事業の業務に従事する職員の 賠償責任の免除について議会の同意を 得なければならない場合は、当該賠償 責任に係る賠償額が10万円以上であ る場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第10条 法第34条において準用する 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2 第8項の規定に より水道事業の業務に従事する職員の 賠償責任の免除について議会の同意を 得なければならない場合は、当該賠償 責任に係る賠償額が10万円以上であ る場合とする。</p>
---	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（職員の賠償責任）

第243条の2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

(1) 支出負担行為

(2) 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認

(3) 支出又は支払

(4) 第234条の2第1項の監督又は検査

2 （略）

3 普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4～7 （略）

8 第3項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

9～14 （略）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

（職員の賠償責任）

第34条 地方自治法第243条の2の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第1項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第8項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第7条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第243条の2第3項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第8項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。

議案第 77 号

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

西条市長 玉井敏久

__をもってうめることができる。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第11条 法第34条において準用する
地方自治法第243条の2の2第8項
の規定により病院事業の業務に従事す
る職員の賠償責任の免除について議会
の同意を得なければならない場合は、
当該賠償責任に係る賠償額が10万円
以上である場合とする。

)__をもってうめることができる。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第11条 法第34条において準用する
地方自治法第243条の2____第8項
の規定により病院事業の業務に従事す
る職員の賠償責任の免除について議会
の同意を得なければならない場合は、
当該賠償責任に係る賠償額が10万円
以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（職員の賠償責任）

第243条の2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

(1) 支出負担行為

(2) 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認

(3) 支出又は支払

(4) 第234条の2第1項の監督又は検査

2 （略）

3 普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4～7 （略）

8 第3項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

9～14 （略）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

（職員の賠償責任）

第34条 地方自治法第243条の2の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第1項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第8項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第7条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第243条の2第3項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第8項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。

議案第78号

西条市老人憩の家設置及び管理条例を廃止する条例について

西条市老人憩の家設置及び管理条例を廃止する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

西条市長 玉井敏久

西条市老人憩の家設置及び管理条例を廃止する条例

西条市老人憩の家設置及び管理条例（平成16年西条市条例第127号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

令和元年度末をもって西条市老人憩の家の運営を終了することに伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第 79 号

西条市丹原農村婦人の家設置及び管理条例を廃止する条例について

西条市丹原農村婦人の家設置及び管理条例を廃止する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市丹原農村婦人の家設置及び管理条例を廃止する条例
西条市丹原農村婦人の家設置及び管理条例（平成16年西条市条例第160号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

令和元年度末をもって丹原農村婦人の家を田野公民館へ施設統合するとともに、別棟の丹原農村婦人の家加工室を丹原農村環境改善センターへ施設統合することに伴い、条例を廃止しようとするものである。